

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の 状況に関する報告

令和6年6月

目次

1	報告の趣旨及び対象期間	1
2	特定秘密保護法上の行政機関の範囲	
(1)	特定秘密保護法が適用される行政機関	1
(2)	指定権限を有する行政機関	2
(3)	特定秘密管理者	3
3	令和5年中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
(1)	特定秘密の指定の状況	
ア	令和5年中における指定の状況	4
イ	事項別の指定の状況	6
ウ	令和5年中における各行政機関の指定の状況	7
(2)	特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況	
ア	指定の有効期間の満了及び延長の状況	9
イ	指定の理由の点検	9
ウ	指定の解除の状況	12
(3)	行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況	12
(4)	運用基準に基づく通報の状況	13
(5)	適性評価の実施の状況	
ア	適性評価の実施件数	14
イ	適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数	17
ウ	令和5年中に申出のあった苦情の状況	19
エ	適性評価に関する改善事例	19
4	令和5年末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況	
(1)	特定秘密の指定の状況	
ア	令和5年末時点における指定の状況	19
イ	事項別の指定の状況	22
ウ	情報の類型別の指定の状況	25
エ	指定の有効期間別の件数	25
オ	指定を解除すべき条件の設定等の状況	26
カ	令和5年末時点における各行政機関の指定の状況	27
(2)	特定秘密が記録された行政文書の保有の状況	32
(3)	特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数	34
5	漏えい事案への対応の状況	38
6	内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応	
(1)	内閣府独立公文書管理監からの是正の求めへの対応	38

(2) 衆議院及び参議院の情報監視審査会による調査及び意見・指摘への対応	
ア 情報監視審査会による調査への対応	39
イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘の内容及び政府側の対応	40
7 内閣府独立公文書管理監からの意見	44
8 有識者からの意見	
(1) 制度の運用一般に関する意見	44
(2) 情報漏えい事案に関する意見	47
(3) 国会報告文書の構成や内容に関する意見	50

【資料編】

(参照条文)

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）	53
○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（抄）	59
○公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（抄）	61
○自衛隊法（昭和29年法律第165号。特定秘密の保護に関する法律附則第4条の規定による改正前の自衛隊法）（抄）	61
○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）	62
○国会法（昭和22年法律第79号）（抄）	71
○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）（抄）	71

(各種資料)

資料1 情報保全諮問会議の開催について（平成26年1月14日内閣総理大臣決裁）	72
資料2 情報保全諮問会議構成員（令和6年3月18日現在）	73
資料3 特定秘密の「事項の細目」別の指定の状況（令和5年末時点）	74
資料4 内閣保全監視委員会の構成等について（平成26年12月8日内閣官房長官決定）	80
資料5 特定秘密とみなされた旧防衛秘密の「事項の細目」別の内訳	81

1 報告の趣旨及び対象期間

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第19条では、政府は、毎年、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている。また、この報告及び公表に当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者*1の意見（同法第18条第2項及び第3項）を付することとされている。本報告は、これらの規定に従い行うものである。

本報告の対象期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までの間である。

2 特定秘密保護法上の行政機関の範囲

(1) 特定秘密保護法が適用される行政機関

特定秘密保護法附則第3条において、同法の施行の日から起算して5年を経過した日（令和元年12月10日）の翌日以降における同法第2条の規定の適用について、同法の施行の日から起算して5年を経過する日（令和元年12月9日）までの間に特定秘密を保有*2したことがない機関を政令で定め、同法の適用対象となる行政機関から除外することとしている。

政府においては、同法の施行の日から5年を経過した令和元年12月10日、特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第177号）を制定（同年12月11日施行）し、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「施行令」という。）第1条に、特定秘密保護法の第2条の行政機関から除かれる機関を定めた*3。

令和5年末時点において、特定秘密保護法が適用される行政機関は、表1に掲げる28機関となっている。

*1 内閣総理大臣がこれら各分野の外部の有識者の意見を聴く場として「情報保全諮問会議」が開催されており、本報告に際し、その第13回会議が令和6年5月15日に開催された。情報保全諮問会議の概要は資料1のとおり、構成員は資料2のとおり。

*2 「保有」には、特定秘密に該当する情報を自ら入手し、これを特定秘密として指定する場合と、我が国の安全保障上の必要により、特定秘密保護法第6条の規定に基づき提供を受ける場合がある（同法第10条（その他公益上の必要による特定秘密の提供）により提供を受けた場合は含まない。）。

*3 特定秘密保護法第2条の行政機関から除かれる機関を定める施行令第1条については、令和2年以降、行政機関の設置又は廃止に伴い改正されており、令和5年末時点までに、カジノ管理委員会の追加（令和2年1月7日施行）、新型コロナウイルス感染症対策本部及び国際博覧会推進本部の追加（令和2年11月26日施行）、新型インフルエンザ等対策推進会議の追加（令和3年4月1日施行）、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の削除及びデジタル庁の追加（令和3年9月1日施行）、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議の削除（令和4年1月1日施行）、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の削除（令和4年4月1日施行）、こども家庭庁の追加（令和5年4月1日施行）、新型コロナウイルス感染症対策本部の削除（令和5年9月13日施行）がなされた。

表1 特定秘密保護法が適用される行政機関（令和5年末時点）

国家安全保障会議	消費者庁	財務省	国土交通省
内閣官房	総務省	文部科学省	気象庁
内閣法制局	消防庁	厚生労働省	海上保安庁
内閣府	法務省	農林水産省	環境省
国家公安委員会	出入国在留管理庁	水産庁	原子力規制委員会
警察庁	公安調査庁	経済産業省	防衛省
金融庁	外務省	資源エネルギー庁	防衛装備庁

(2) 指定権限を有する行政機関

特定秘密保護法第3条第1項の規定により、行政機関の長は、

- ① 特定秘密保護法別表に掲げる事項に該当する。
- ② 公になっていない。
- ③ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である。

という3要件を満たす情報を特定秘密として指定するものとされている*4。これを受けて、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成26年10月14日閣議決定。以下「運用基準」という。）では、同法別表の各事項の内容を更に限定・細分化した細目を定めている。

特定秘密保護法が適用される行政機関は、令和5年末時点で、表1に掲げる28機関であるが、各機関における指定の見込み等を踏まえ、指定を行わない機関を施行令で定めることとされており（同法第3条第1項ただし書）、その結果、令和5年末時点では、特定秘密の指定権限を有する行政機関は、表2に掲げる20機関に限定されている（施行令第2条）。

表2 特定秘密の指定権限を有する行政機関（令和5年末時点）

国家安全保障会議	金融庁	公安調査庁	資源エネルギー庁
内閣官房	総務省	外務省	海上保安庁
内閣府	消防庁	財務省	原子力規制委員会
国家公安委員会	法務省	厚生労働省	防衛省
警察庁	出入国在留管理庁	経済産業省	防衛装備庁

*4 特定秘密の指定の対象は、個々の文書ではなく、情報である。特定秘密が記録された行政文書の件数は、特定秘密ごとに異なる。

(3) 特定秘密管理者

運用基準において、行政機関の長は、施行令第11条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する部局長等を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な措置を講じさせるものとされている（運用基準Ⅱ 2）*5。

令和5年末時点において、特定秘密の指定権限を有する20の行政機関で特定秘密管理者として指名されている者の数は計342人であり、そのうち指定に係る特定秘密管理者（各行政機関の長が指定した特定秘密を主管する部局長等）の数は25人であった。その名称及び数は、表3のとおりである。

表3 特定秘密管理者の数及び名称（令和5年末時点）

※指定に係る特定秘密管理者に下線を付した。

行政機関	特定秘密管理者の数及び名称
国家安全保障会議	<u>国家安全保障局長</u> <計1人>
内閣官房	内閣総務官、内閣感染症危機管理監、 <u>国家安全保障局長</u> 、内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、 <u>内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）</u> 、内閣広報官、 <u>内閣情報官</u> 、内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣人事局長<計10人>
内閣府	大臣官房総務課長、大臣官房公文書管理課長、政策統括官（防災担当）、政策統括官（原子力防災担当）、独立公文書管理監、食品安全委員会事務局長、科学技術・イノベーション推進事務局長、 <u>宇宙開発戦略推進事務局長</u> 、総合海洋政策推進事務局長、国際平和協力本部事務局長<計10人>
国家公安委員会	警察庁長官官房国家公安委員会会務官<計1人>
警察庁（注）	<u>警備局長</u> <計1人>
金融庁	金融国際審議官、総合政策局総括審議官、総合政策局長、企画市場局長、監督局長、証券取引等監視委員会事務局長、公認会計士・監査審査会事務局長<計7人>
総務省	大臣官房長、自治行政局長、国際戦略局長、情報流通行政局長、 <u>総合通信基盤局長</u> 、サイバーセキュリティ統括官<計6人>
消防庁	次長<計1人>
法務省	<u>大臣官房秘書課長</u> <計1人>

*5 特定秘密を指定している行政機関に限らず、特定秘密の提供を受けた行政機関や都道府県警察においても、施行令第12条又は第17条の規定に基づき、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が置かれている。

出入国在留管理庁	出入国管理部長、在留管理支援部長、総務課長＜計3人＞
公安調査庁	総務部長、調査第二部長＜計2人＞
外務省	大臣官房長、総合外交政策局長、軍縮不拡散・科学部長、アジア大洋州局長、南部アジア部長、北米局長、中南米局長、欧州局長、中東アフリカ局長、アフリカ部長、経済局長、国際協力局長、国際法局長、領事局長、国際情報統括官、各在外公館長231人＜計246人＞
財務省	大臣官房長、主計局長＜計2人＞
厚生労働省	大臣官房長、危機管理・医務技術総括審議官＜計2人＞
経済産業省	大臣官房長、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、貿易経済協力局長、産業技術環境局長、製造産業局長、商務情報政策局長、商務・サービス審議官、電力・ガス取引監視等委員会事務局長、技術総括・保安審議官＜計11人＞
資源エネルギー庁	次長＜計1人＞
海上保安庁	海上保安監＜計1人＞
原子力規制委員会	原子力規制庁長官＜計1人＞
防衛省	大臣官房長、防衛政策局長、整備計画局長、人事教育局長、地方協力局長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長8人＜計22人＞
防衛装備庁	長官官房審議官、装備政策部長、プロジェクト管理部長、技術戦略部長、調達管理部長、調達事業部長、航空装備研究所長、陸上装備研究所長、艦艇装備研究所長、次世代装備研究所長、千歳試験場長、下北試験場長、岐阜試験場長＜計13人＞

(注) 都道府県警察においても、警視総監又は道府県警察本部長により、特定秘密の保護に関する業務を管理する者が指名されており、令和5年末時点で計48人が指名されている。

3 令和5年中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 令和5年中における指定の状況

令和5年中に特定秘密を指定した行政機関は、指定権限を有する20機関のうち9機関であり、同年中に指定された特定秘密の件数は全体で計53件であった。行政機関別の内訳は、表4のとおりである。

指定件数が最も多かったのは防衛省で、32件であった。次いで、内閣官房（8件）、警察庁（6件）となっている。

計53件のうち、毎年作成する計画や継続的に収集する情報*6など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される情報について、年単位等で期間を区切って指定したものは43件である。

表4 各行政機関の指定件数

行政機関	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
国家安全保障会議	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
内閣官房	6 (5)	7 (5)	8 (6)	6 (5)	8 (5)
内閣府	0	0	0	1 (0)	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	5 (5)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	6 (6)
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	2 (0)	2 (0)	0	0	1 (0)
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	1 (0)	0	0	0	0
公安調査庁	2 (2)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	2 (2)
外務省	1 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (1)
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	28 (25)	32 (24)	29 (25)	25 (23)	32 (26)
防衛装備庁	0	1 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (1)
合計	47 (40)	51 (38)	49 (42)	44 (37)	53 (43)

(注) 括弧内の数値は、年単位等で期間を区切って指定した件数で、内数。

*6 このような情報については、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとされている（運用基準Ⅱ 3 (3)）。例えば、内閣官房において、内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報等は、年で期間を区切って指定されている。

イ 事項別の指定の状況

(7) 特定秘密保護法別表の分野別の指定の状況

特定秘密となり得る事項を分野別に列挙した特定秘密保護法の別表は、防衛に関する事項を掲げた第1号、外交に関する事項を掲げた第2号、特定有害活動の防止に関する事項を掲げた第3号及びテロリズムの防止に関する事項を掲げた第4号がある。

指定された特定秘密ごとに示されている、最も関連性の高い「事項の細目」（運用基準Ⅱ 1 (1)により分類）の属する分野は、表5のとおりであり、最も多い分野は第1号で33件、次いで第2号が12件、第3号及び第4号がいずれも4件であった。

表5 令和5年中の特定秘密の指定状況と最も関連性の高い該当分野

行政機関	指定件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動防止関連)	第4号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	1	0	1	0	0
内閣官房	8	0	8	0	0
警察庁	6	0	0	3	3
総務省	1	0	1	0	0
公安調査庁	2	0	0	1	1
外務省	1	0	1	0	0
海上保安庁	1	0	1	0	0
防衛省	32	32	0	0	0
防衛装備庁	1	1	0	0	0
合計	53	33	12	4	4

(4) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

特定秘密の指定の3要件（2(2)参照）のうち、別表該当性の判断は、運用基準に示された57*7の「事項の細目」に該当するかどうかにより行うこととされている。令和5年中に各行政機関が指定した特定秘密の「事項の細目」別の内訳は、資料3*8のとおりである。

*7 令和2年6月16日、運用基準の一部変更により、「事項の細目」の数が55から57に変更された。

*8 各行政機関が特定秘密の指定を行う際は、どの「事項の細目」に該当するかを明らかにしている。特定秘密に指定しようとする情報が複数の「事項の細目」に該当する場合は、最も関連性の高い「事項の細目」を1項目示した上、併せて、関連のあるその他の「事項の細目」も明らかにしている。資料3においては、最も関連性の高い「事項の細目」の内訳を示しており、令和5年中における特定秘密の指定件数は、令和5年末時点における総数の内数として、括弧内に記した。

ウ 令和5年中における各行政機関の指定の状況*9

(7) 国家安全保障会議（1件）

国家安全保障会議では、令和5年中、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和5年中に開催した国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①） 1件

(4) 内閣官房（8件）

内閣官房では、令和5年中、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和5年中に決定された内閣情報調査室と外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤） 1件
- 令和5年中に内閣情報調査室が行った外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭） 1件
- 令和6年中における内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（2-⑯） 1件
- 情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（2-⑰） 1件
- 令和5年中における内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（2-⑱） 2件
- 情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（2-⑳） 2件

(5) 警察庁（6件）

警察庁では、令和5年中、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和5年中に収集・分析により得られた、特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥） 1件
- 令和5年中に行った外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3-⑦） 1件
- 令和5年中に警察の人的情報源等となった者に関する情報（3-⑨） 1件
- 令和5年中に策定した特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①） 1件
- 令和5年中に収集・分析により得られた、テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（4-⑤） 2件

(1) 総務省（1件）

総務省では、令和5年中、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 在日米軍が使用する周波数に関する情報（2-⑤） 1件

*9 括弧内に記載されている番号は、資料3における「番号」と対応する。

(イ) 公安調査庁（２件）

公安調査庁では、令和５年中、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和５年中に特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（３－⑦）
１件
- 令和５年中にテロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報（４－⑥）
１件

(ロ) 外務省（１件）

外務省では、令和５年中、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和５年中に外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報（２－⑭）
１件

(ハ) 海上保安庁（１件）

海上保安庁では、令和５年中、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和５年中に行った外国の政府との情報協力業務に関する情報（２－⑭）
１件

(ニ) 防衛省（32件）

防衛省では、令和５年中、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和５年度に作成した自衛隊の運用計画等に関する情報（１－③）
８件
- 令和５年度中に自ら収集した電波情報等の情報（１－⑤）
７件
- 令和５年度中に外国の政府等（外国軍隊を含む。）から提供された電波情報等の情報（１－⑥）
７件
- 宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報（１－⑥）
１件
- 日米韓におけるミサイル警戒データに関する情報（１－⑥）
１件
- 令和５年度中に作成した外国軍隊等の組織を見積もった情報（１－⑦）
１件
- 令和５年度中に外国の政府（外国軍隊を含む。）から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（１－⑧）
１件
- 令和５年度中における防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り（分析評価又は予測）等に関する情報（１－⑨）
２件
- 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報（１－⑩）
１件
- 防衛の用に供する暗号に関する情報（１－⑭）
２件
- 武器等の仕様、性能等に関する情報（１－⑮）
１件

(ホ) 防衛装備庁（１件）

防衛装備庁では、令和５年中、以下の情報を特定秘密として指定した。

- 令和５年度中に次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のために米国から提供され

た情報等の情報（1－⑯） 1件

(2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況

ア 指定の有効期間の満了及び延長の状況

特定秘密保護法では、有効期間満了時にも指定の要件を満たしている場合は、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとされている（同法第4条第2項）。

令和5年中に指定の有効期間を延長した行政機関は8機関であり、延長した件数は39件であった。延長した件数が最も多かったのは防衛省の22件であり、次いで、内閣官房が8件、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁がそれぞれ2件、国家安全保障会議、総務省及び外務省がそれぞれ1件となっている。延長の際に設定された有効期間は、防衛省が指定した5件は2年3月（有効期間の通算は11年3月22日）、海上保安庁が指定した2件は3年（有効期間の通算はそれぞれ6年及び9年）、その他32件は5年（有効期間の通算は10年）であった。

有効期間が満了した件数は0件であった。

イ 指定の理由の点検

運用基準において、行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除するものとされている。また、点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとされている（運用基準Ⅲ 2(1)ア）。行政機関別の令和5年中における点検状況及びその結果は、表6のとおりである。

なお、施行令第11条第1項の規定に基づき定める特定秘密を適切に保護するための措置の実施に関する規程*10（以下「保護規程」という。）に基づく特定秘密の保護の状況に関する定期検査*11について、特定秘密を指定している行政機関又は特定秘密が記録された行政文書を保有している行政機関において実施した、令和5年中における検査状況及びその結果は、表7のとおりである。

*10 各行政機関の保護規程については、内閣官房ウェブサイト（<https://www.cas.go.jp/jp/tokuteihimitsu/hogokitei/index.html>）参照。

*11 例えば内閣官房特定秘密保護規程（平成26年12月9日内閣総理大臣決定）第41条第1項では、「特定秘密管理者は、特定秘密の保護の状況について、定期検査を年2回以上実施するものとする。」と規定している。

表6 令和5年中における指定の理由の点検状況

行政機関	実施時期	点検件数	点検結果
国家安全保障会議	12月	10件	指定の要件を満たしていることが確認された。
内閣官房	12月	114件	指定の要件を満たしていることが確認された。
内閣府	8月	1件	指定の要件を満たしていることが確認された。
警察庁	10月	53件	指定の要件を満たしていることが確認された。
総務省	9月	1件	指定の要件を満たしていることが確認された。
	12月	10件	令和5年1月に指定を解除した2件は、令和4年10月の点検で指定を解除することを確認した。
法務省	1月	1件	指定の要件を満たしていることが確認された。
出入国在留管理庁	3月	1件	指定の要件を満たしていることが確認された。
公安調査庁	12月	34件	指定の要件を満たしていることが確認された。
外務省	11月	1件	指定の要件を満たしていることが確認された。
	12月	43件	
経済産業省	12月	4件	指定の要件を満たしていることが確認された。
海上保安庁	12月	24件	指定の要件を満たしていることが確認された。
防衛省	1月	1件	指定されている2件について、指定を解除することを確認した。
	2月	11件	
	3月	8件	その他については、指定の要件を満たしていることが確認された。
	5月	1件	
	6月	18件	
	7月	210件	
	10月	1件	
	11月	86件	
	12月	106件	
防衛装備庁	6月	9件	指定の要件を満たしていることが確認された。
	7月	1件	
	12月	11件	

(注1) 令和5年末に指定したものなど、指定の時期によって、令和5年中には点検の対象となっていない特定秘密が内閣官房で2件、警察庁で2件、防衛省で12件、防衛装備庁で1件あった。それ以外の行政機関においては、全ての特定秘密について点検を実施した。また、点検を2回実施した特定秘密が総務省で1件、防衛省で23件あった。

(注2) 各行政機関においては、点検に当たって、特段の秘匿の必要性について、「現在も有効な見積り、計画等に関するものであるため」、「現在も有効な情報収集活動の方法又は能力であるため」、「現在も有効な暗号であるため」、「現在も有効な防衛の用に供する物、通信網若しくは通信の方法又は施設であるため」、「外国政府等との関係を維持するため」等を確認するなどし、指定の要件の充足性を判断している。

表7 令和5年中における特定秘密の保護の状況に関する定期検査の状況

行政機関	実施時期	検査結果
内閣官房（注1）	6月～7月、11月～12月	特段の問題は認められなかった。
内閣府	6月、8月	特段の問題は認められなかった。
警察庁	3月、10月	特段の問題は認められなかった。
総務省	3月、8月～9月	特段の問題は認められなかった。
法務省	3月、10月	特段の問題は認められなかった。
出入国在留管理庁	3月、10月	特段の問題は認められなかった。
公安調査庁	6月、12月	特段の問題は認められなかった。
外務省	7月、12月	特段の問題は認められなかった。
財務省	1月、9月	特段の問題は認められなかった。
経済産業省	7月、12月～2月	特段の問題は認められなかった。
国土交通省	1月、4月、6月、10月	特段の問題は認められなかった。
海上保安庁	6月、12月	特段の問題は認められなかった。
防衛省	1月～3月、7月～12月	特段の問題は認められなかった。（注2）
防衛装備庁	6月～7月、12月～1月	特段の問題は認められなかった。

（注1）国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書は、国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第12条の規定に基づき、同会議の事務を処理することとされている内閣官房（国家安全保障局）が保有しているところ、定期検査についても内閣官房（国家安全保障局）において実施している。

（注2）防衛省では、定期検査とは別の機会（月例点検や期末点検時等）に、次のような事実が判明した。

- 特定秘密である情報が記録された複製物である行政文書2件が、不適切な管理により、所定の手続を経ずに廃棄されていたこと。
- 特定秘密である情報が記録された行政文書2件を誤って秘文書として作成し、うち1件について、所定の手続を経ずに廃棄されていたこと。
- 特定秘密である情報が記録された複製物である物件が、使用期間の延長手続を怠ったことにより、使用期間が延長されず、使用期間満了と誤認され廃棄されていたこと。
- 特定秘密である情報が記録された複製物である物件5件が、取扱要領の理解不十分により誤った操作を行い、所定の手続を経ずに廃棄されていたこと。
- 特定秘密である情報が記録された複製物である行政文書30件を、所定の手続の遅延発覚をおそれ、同省の保護規程で定められた保管容器以外の場所に保管していたこと。
- 特定秘密である情報が記録された電磁的記録を、特定秘密に該当するとの認識がないまま、電磁的記録媒体を介し、特定秘密の取扱いが認められていない電子計算機2台に保存したこと。
- 特定秘密である情報が記録された電磁的記録を添付した電子メールを、特定秘密の取扱いが認められていない電子計算機を使用して送信しようとしたこと（実際には送信されず）。

なお、いずれも調査の結果、特定秘密の漏えいは確認されなかったが、いずれの事案に対しても再発防止策の徹底を図る。また、定期検査とは別の機会に発覚したことを受け、定期検査の方法について見直しを検討する。

ウ 指定の解除の状況

特定秘密保護法では、指定の要件が充足されているかどうかを定期的に確認するため、指定に際しては5年以内の有効期間を定めるものとされており（同法第4条第1項）、指定の要件を欠くに至った場合は、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとされている（同条第7項）。

令和5年中に特定秘密の指定を解除した件数は全体で4件であった。総務省において、在日米軍が使用する周波数に関する情報2件について、解除条件である「在日米軍より、特段の扱いを求められなくなったこと」を確認したため指定を解除した。また、防衛省において、情報収集に関する研究に係る情報1件について、情勢の変化により、もはやその漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるとまでは言えず、特定秘密として保護すべき程の特段の秘匿の必要性がなくなったため、指定を解除し、旧防衛秘密である防衛の用に供する暗号に関する情報1件について、解除条件である「装置の運用が停止され、かつ、暗号が全て廃棄された」ことを確認したため、指定を解除した*12。

(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

特定秘密である情報又は特定秘密であった情報が記録された行政文書についても、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）の規定が適用される。よって、行政文書の保存期間満了時には、同法に基づき移管又は廃棄される。

令和5年中、以前に特定秘密であった情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの（特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等）を、同法に基づき国立公文書館その他の施設に移管した件数、それらを廃棄した件数は、いずれも0件であった。

現に特定秘密である情報が記録された行政文書及びそれをまとめたファイルであって行政文書ファイル管理簿に記載されているもの（以下「特定行政文書ファイル等」という。）*13

*12 総務省の2件の関連文書は在日米軍に返却し、防衛省の2件のうち1件（情報収集に関する研究に係る情報）の関連文書は引き続き行政文書として保有し、1件（暗号）は廃棄済みである。

*13 公文書管理法において、行政機関の長は、行政文書ファイル等について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めるものとされているところ（同法第5条第5項）、令和5年末時点において、全ての特定行政文書ファイル等について保存期間が満了したときの措置が定められている。

特定行政文書ファイル等を廃棄しようとするときには、内閣府独立公文書管理監による保存期間満了時の措置の検証・監察において廃棄が妥当と認められるとともに、公文書管理法に基づき内閣総理大臣の同意を得なければならないこととされている（行政文書の管理に関するガイドラインの細目等を定める公文書管理課長通知（令和4年2月10日内閣府大臣官房公文書管理課長）「1-6 行政文書の保存期間の延長、移管、廃棄について」6(2)）。

を廃棄した件数は8件であり、その内訳は、内閣府が1件、防衛省が7件であった*14。

また、令和5年中、緊急廃棄*15された文書の件数は0件であった。

なお、衆議院情報監視審査会から、令和5年6月14日に、令和4年中の特定秘密が記録された保存期間が1年未満の行政文書の廃棄状況に関する資料の要求がなされ、「別途、正本が管理されている行政文書の写し」（665,530件）、「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」（9,998件）、「意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書」（1,461件）及び「保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書」（366件）を令和4年中に廃棄したことを示す資料を提出した*16。

(4) 運用基準に基づく通報の状況

運用基準において、特定秘密の取扱いの業務を行う者や過去に行っていた者又は特定秘密を知得した者は、特定秘密保護法や運用基準に従っていない事例を認めた場合、内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長が設置した窓口で通報することができるとされている（運用基準V4(2)）*17*18*19。

令和5年中、運用基準に基づいて内閣府独立公文書管理監及び各行政機関の長が設置した通報窓口で処理された、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報の件数は0件であった。

*14 当該ファイルに係る特定秘密の概要は、内閣府については多国間演習に係る調整会議の内容、防衛省については防衛、警備等計画等であった。なお、内閣府独立公文書管理監による保存期間満了時の措置（廃棄）を妥当とする旨の通知は、令和4年3月23日（防衛省の7件）、令和5年3月22日（内閣府の1件）にそれぞれなされた。

*15 特定秘密である情報が記録された文書、図画、物件等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕などの方法による当該文書等の廃棄をいう（施行令第11条第1項第10号）。

*16 「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）第4-3(6)において、保存期間を1年未満とすることができる行政文書の類型が例示されている。

*17 内閣府独立公文書管理監に対する通報は、取扱業務者等が行政機関において調査を行わない旨の通知又は調査結果の通知を受けた後でなければ、原則行うことができない。ただし、行政機関へ取扱業務者等が通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合等はこの限りでない（運用基準V4(2)イ(i)）。

*18 令和5年中、特定秘密の指定権限を有する20の行政機関においては、特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に対して定期的に実施する教育において、資料を用いて通報の制度について説明するなどして、通報の制度及びその方法の周知を図っている。

*19 参議院情報監視審査会の年次報告書（令和5年6月）における指摘を受け、運用基準V4に規定する通報以外の「特定秘密の漏えい」を含む特定秘密保護法等に従っていないと思料される行為に係る通報があった場合についても、現行の通報の対象に準じて、運用基準に基づく通報窓口において処理するよう、内閣情報調査室が令和6年1月に各行政機関に通知した（6(2)イ(i)参照）。

(5) 適性評価の実施の状況

ア 適性評価の実施件数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる国の行政機関及び都道府県警察の職員並びに物件の製造又は役務の提供を業とする者で、特定秘密の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（以下「適合事業者」という。）の従業者について、各行政機関において、その漏えいのおそれの有無に関する評価（適性評価）を実施し、そのおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることとされている（同法第11条及び第12条）。

令和5年中に適性評価を実施したのは25機関であった*20。

これらの行政機関が同年中に適性評価を実施した件数は全体で24,569件であり、内訳は、国の行政機関及び都道府県警察の職員を対象としたものが23,018件*21、適合事業者の従業者を対象としたものが1,551件であった。行政機関別の内訳は、表8のとおりである。実施件数が最も多かったのは防衛省（20,403件）で、次いで防衛装備庁（1,238件）、警察庁（都道府県警察が実施したものを含む。）（1,007件）、内閣官房（767件）、外務省（354件）となっている*22。

なお、令和5年中に実施した全ての適性評価において、特定秘密を漏らすおそれがないものと認められた。

*20 適性評価を実施した件数とは、適性評価を実施し、その結果を評価対象者に通知した件数のことをいう。

なお、適性評価を実施するのは、特定秘密を指定している行政機関に限られず、特定秘密保護法第6条第1項又は第7条第1項の規定により特定秘密の提供を受ける行政機関も含まれる。

*21 適性評価の対象となり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者が、適性評価を実施した行政機関以外の行政機関の職員となり、そこでも特定秘密の取扱いの業務を行う場合、再び適性評価を受けることになる。この場合における適性評価の実施件数については、各行政機関においてそれぞれ件数を計上した。

*22 衆議院情報監視審査会の令和4年年次報告書における指摘を受け、適性評価の評価水準が妥当であるかについて関係行政機関に改めて確認し、法令及び運用基準に従い、厳正かつ適確に適性評価が実施されていることを確認している（6(2)イ(ア)参照）。

表8 各行政機関の適性評価の実施件数

行政機関	令和元年			令和2年			令和3年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	422	304	118	784	406	378	622	370	252
内閣法制局	1	1	0	2	2	0	0	0	0
内閣府	60	60	0	51	51	0	48	48	0
警察庁	844	844	0	1,152	1,152	0	975	975	0
警察庁	187	187	0	331	331	0	217	217	0
都道府県警察	657	657	0	821	821	0	758	758	0
金融庁	5	5	0	2	2	0	3	3	0
消費者庁	16	16	0	6	6	0	7	7	0
総務省	25	25	0	24	24	0	18	18	0
消防庁	16	16	0	13	13	0	11	11	0
法務省	12	12	0	6	6	0	7	7	0
出入国在留管理庁	19	19	0	11	11	0	15	15	0
公安審査委員会	2	2	0						
公安調査庁	56	56	0	76	76	0	69	69	0
外務省	208	206	2	509	504	5	290	269	21
財務省	71	71	0	72	72	0	74	74	0
文部科学省	26	26	0	15	11	4	50	46	4
厚生労働省	18	18	0	11	11	0	1	1	0
農林水産省	12	12	0	14	14	0	5	5	0
水産庁	13	13	0	17	17	0	15	15	0
経済産業省	51	51	0	46	46	0	53	53	0
資源エネルギー庁	7	7	0	4	4	0	6	6	0
国土交通省	35	35	0	36	36	0	36	36	0
気象庁	4	4	0	6	6	0	8	8	0
海上保安庁	162	162	0	197	197	0	186	186	0
環境省	14	14	0	1	1	0	10	10	0
原子力規制委員会	0	0	0	9	9	0	0	0	0
防衛省	20,642	20,496	146	55,841	55,562	279	24,376	23,987	389
防衛装備庁	246	192	54	1,053	404	649	717	266	451
合計	22,987	22,667	320	59,958	58,643	1,315	27,602	26,485	1,117

(注) 公安審査委員会は、令和元年12月11日、特定秘密保護法が適用されない行政機関とされた。

行政機関	令和4年			令和5年		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	600	367	233	767	511	256
内閣法制局	0	0	0	0	0	0
内閣府	61	61	0	54	54	0
警察庁	1,050	1,050	0	1,007	1,007	0
警察庁	214	214	0	228	228	0
都道府県警察	836	836	0	779	779	0
金融庁	3	3	0	2	2	0
消費者庁	0	0	0	9	9	0
総務省	61	61	0	31	31	0
消防庁	12	12	0	15	15	0
法務省	6	6	0	7	7	0
出入国在留管理庁	12	12	0	10	10	0
公安審査委員会						
公安調査庁	78	78	0	81	81	0
外務省	286	284	2	354	348	6
財務省	96	96	0	96	96	0
文部科学省	36	31	5	16	12	4
厚生労働省	19	19	0	35	35	0
農林水産省	19	19	0	12	12	0
水産庁	14	14	0	49	49	0
経済産業省	65	65	0	55	55	0
資源エネルギー庁	7	7	0	7	7	0
国土交通省	30	30	0	33	33	0
気象庁	8	8	0	6	6	0
海上保安庁	222	222	0	266	266	0
環境省	7	7	0	8	8	0
原子力規制委員会	9	9	0	8	8	0
防衛省	19,857	19,694	163	20,403	20,060	343
防衛装備庁	1,025	274	751	1,238	296	942
合計	23,583	22,429	1,154	24,569	23,018	1,551

イ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数

特定秘密保護法では、適性評価の実施に当たり、

- ① 特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる7事項*23について調査を行うこと。
- ② ①の調査を行うため必要な範囲において、職員に本人や関係者に質問させ、若しくは本人に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して報告を求めることがあること。
- ③ 評価対象者が同条第1項第3号に該当する者*24として適性評価を実施しようとする場合は、その旨。

を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとされており（同法第12条第3項）、評価対象者が同意しない限り、行政機関は適性評価を実施することはできない。

令和5年中、評価対象者が同意をしなかった件数は全体で23件であり、その内訳は、内閣官房が1件（職員）、内閣府が1件（職員）、消費者庁が2件（職員）、水産庁が1件（職員）、国土交通省が1件（職員）、防衛省が16件（職員）、防衛装備庁が1件（従業者）であった（表9参照）。

また、運用基準において、特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、取り下げることができるものとされている（運用基準Ⅳ4(4)）。

令和5年中、同意が取り下げられた件数は全体で0件であった。

*23 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項、犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、薬物の濫用及び影響に関する事項、精神疾患に関する事項、飲酒についての節度に関する事項並びに信用状態その他の経済的な状況に関する事項を指す。

*24 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であって、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるものを指す。

表9 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数

行政機関	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
内閣官房	0	0	0	0	1
内閣法制局	0	0	0	0	0
内閣府	1	0	0	0	1
警察庁	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	2
総務省	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	0	0	0	0	0
出入国在留管理庁	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0
外務省	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	1
経済産業省	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
国土交通省	0	1	0	0	1
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	2	4	3	2	16
防衛装備庁	0	0	0	0	1
合計	3	5	3	2	23

(注) 令和5年中の防衛装備庁の1件は適合事業者の従業者で、ほかは全て行政機関の職員である。

ウ 令和5年中に申出のあった苦情の状況

特定秘密保護法では、評価対象者は、同法第13条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができるものとされている（同法第14条第1項）。

令和5年中の苦情の件数は全体で0件であった。

エ 適性評価に関する改善事例

運用基準において、行政機関の長は、毎年1回、過去1年に行った適性評価に関する改善事例を、内閣保全監視委員会*25に報告するものとされている（運用基準V5(1)ア(㊦)）。

令和5年中、適性評価に関する改善事例の報告件数は全体で0件であった。

4 令和5年末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 令和5年末時点における指定の状況

令和5年末時点において、指定権限を有する20の行政機関のうち特定秘密を指定しているのは13機関であり、指定されている特定秘密の件数は全体で計751件であった。

令和4年末時点の件数は702件であったところ、令和5年中、新たに指定された53件が加わる一方、指定が解除された4件が除かれたものである。行政機関別の内訳は、表10及び図（表10関係）のとおりである。

行政機関ごとの件数を見ると、最も多かったのは防衛省で429件である。次いで内閣官房（116件）、警察庁（55件）、外務省（44件）となっている。

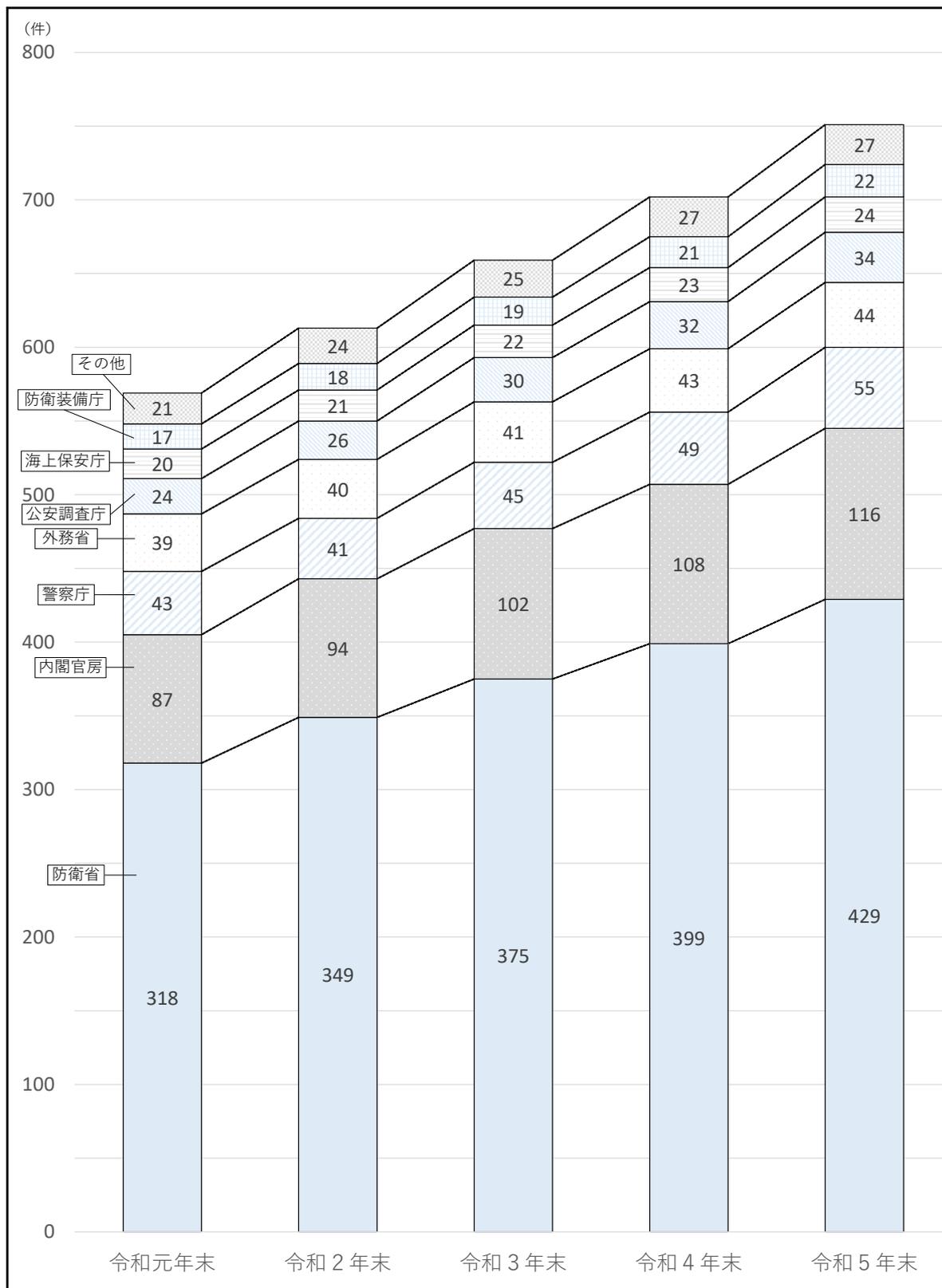
なお、表11のとおり、特定秘密保護法が施行された平成26年12月10日から令和5年末までの間に行われた指定の総件数は810件であり、その間に25件の指定が解除され、また、34件の指定が満了したことにより、令和5年末時点において指定されている特定秘密の総件数が751件となったものである（同期間中の指定の延長の総件数は543件）。

*25 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置し、同委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理するものとされている（運用基準V1(2)）。内閣保全監視委員会の構成等は、資料4のとおり。

表10 各行政機関において指定されている特定秘密の件数

行政機関	令和元年末 時点	令和2年末 時点	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点
国家安全保障会議	6	7	8	9	10
内閣官房	87	94	102	108	116
内閣府	0	0	0	1	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	43	41	45	49	55
金融庁	0	0	0	0	0
総務省	9	11	11	11	10
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	1	1	1	1	1
出入国在留管理庁	1	1	1	1	1
公安調査庁	24	26	30	32	34
外務省	39	40	41	43	44
財務省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
経済産業省	4	4	4	4	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	20	21	22	23	24
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	318	349	375	399	429
防衛装備庁	17	18	19	21	22
合計	569	613	659	702	751

図（表10関係） 各行政機関において指定されている特定秘密の件数



(注) 「その他」は、国家安全保障会議、内閣府、総務省、法務省、出入国在留管理庁及び経済産業省

表11 法施行日以降に行った指定の総件数並びに指定の解除、満了及び延長の総件数（令和5年末時点）

行政機関	総指定件数	総解除件数	総満了件数	総延長件数
国家安全保障会議	10	0	0	6
内閣官房	116	0	0	86
内閣府	1	0	0	0
警察庁	62	4	3	35
総務省	12	2	0	7
法務省	1	0	0	1
出入国在留管理庁	1	0	0	1
公安調査庁	34	0	0	24
外務省	49	5	0	39
経済産業省	4	0	0	4
海上保安庁	24	0	0	28
防衛省	473	13	31	295
防衛装備庁	23	1	0	17
合計	810	25	34	543

(注1) 指定した特定秘密の一部について指定の要件を欠くに至り、元の指定を維持したままその一部を解除した場合は、「総解除件数」に計上していない。また、指定の有効期間が満了する時において、その一部が指定の要件を満たさなくなり、当該一部については指定の有効期間を延長せず、残余部分について指定の有効期間を延長した場合は、「総満了件数」には計上せず、「総延長件数」に計上した。

(注2) 指定された特定秘密について複数回延長がなされている場合は、「総延長件数」に重複して計上した。

イ 事項別の指定の状況

(7) 特定秘密保護法別表の分野別の指定の状況

令和5年末時点において指定されている特定秘密について、特定秘密ごとに示されている最も関連性の高い「事項の細目」（運用基準Ⅱ 1 (1)により分類）の属する分野（3 (1)イ(ア)参照）は表12のとおりであり、最も多い分野は第1号で451件、次いで第2号が214件、第3号が51件、第4号が35件であった。

また、最も関連性の高い該当分野別の指定件数の推移は、表13及び図（表13関係）のとおりである。

(4) 運用基準の「事項の細目」別の指定の状況

令和5年末時点に各行政機関において指定されている特定秘密の、最も関連性の高い「事項の細目」別の内訳は、資料3のとおりである。

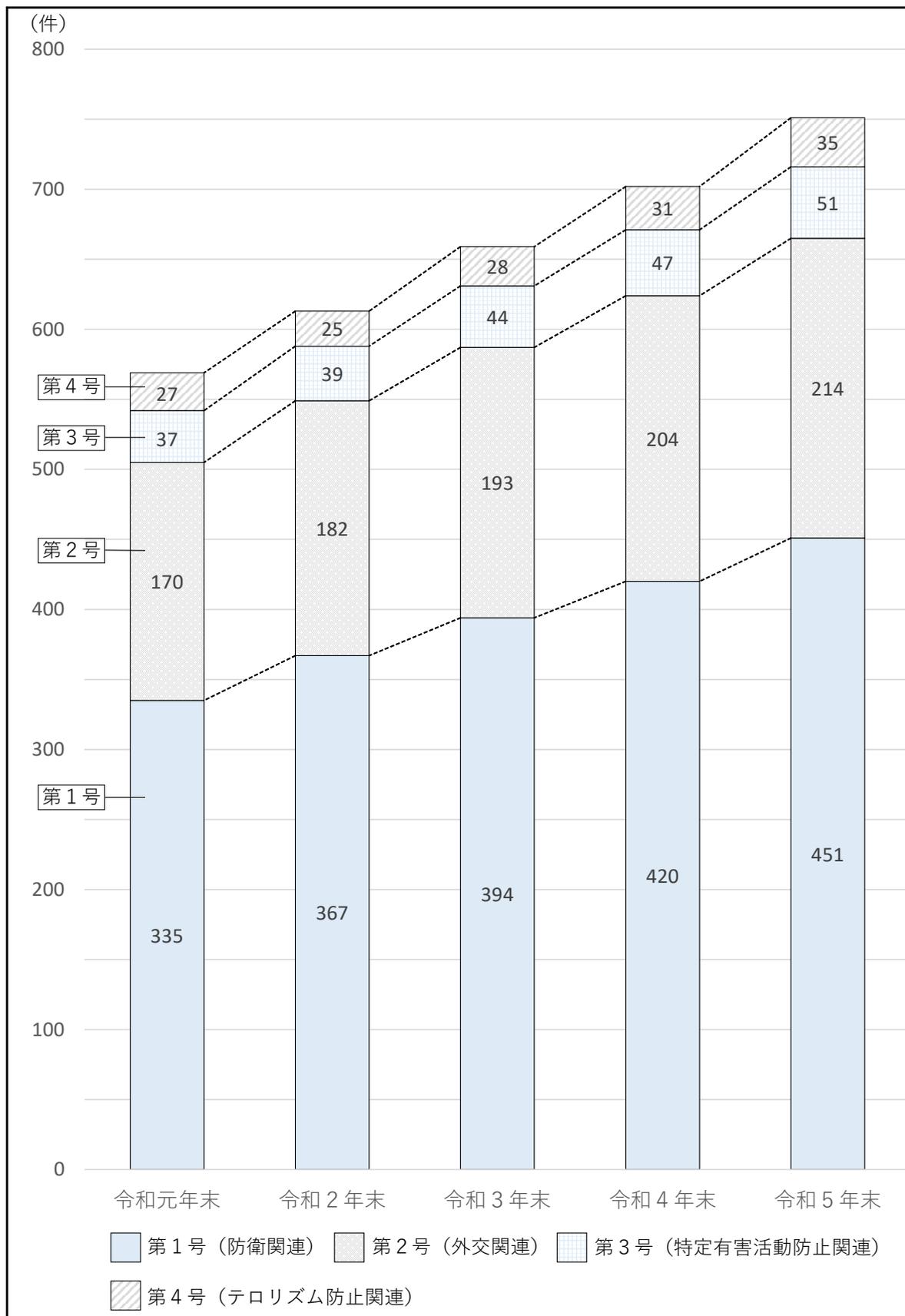
表12 特定秘密の指定件数及び最も関連性の高い該当分野（令和5年末時点）

行政機関	指定件数	別表の分野			
		第1号 (防衛関連)	第2号 (外交関連)	第3号 (特定有害活動防止関連)	第4号 (テロリズム防止関連)
国家安全保障会議	10	0	10	0	0
内閣官房	116	0	115	0	1
内閣府	1	0	1	0	0
警察庁	55	0	0	33	22
総務省	10	0	10	0	0
法務省	1	0	1	0	0
出入国在留管理庁	1	0	1	0	0
公安調査庁	34	0	6	18	10
外務省	44	0	42	0	2
経済産業省	4	0	4	0	0
海上保安庁	24	0	24	0	0
防衛省	429	429	0	0	0
防衛装備庁	22	22	0	0	0
合計	751	451	214	51	35

表13 最も関連性の高い該当分野別の指定件数の推移

		令和元年末 時点	令和2年末 時点	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点
法別表 の分野	第1号(防衛関連)	335	367	394	420	451
	第2号(外交関連)	170	182	193	204	214
	第3号(特定有害活動防止関連)	37	39	44	47	51
	第4号(テロリズム防止関連)	27	25	28	31	35
合計		569	613	659	702	751

図（表13関係） 最も関連性の高い該当分野別の指定件数の推移



ウ 情報の類型別の指定の状況

令和5年末時点において指定されている特定秘密の類型で多いものは、暗号に関する情報が121件、情報収集衛星に関連する情報が108件、武器等の仕様、性能等に関連する情報が77件である。

これら3種類の情報の指定件数を合わせると計275件となる（暗号に関する情報と情報収集衛星に関連する情報に重複するものが31件ある。）。

エ 指定の有効期間別の件数

特定秘密保護法では、特定秘密の指定をするときは、5年以内の有効期間を定めるものとされており（同法第4条第1項）、また、運用基準において、行政機関の長は、指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとされている（運用基準Ⅱ4(1)）。

令和5年末時点において指定されている特定秘密751件のうち、5年の有効期間が設定されたものが736件であった。また、3年の有効期間が設定されたものが10件であった。このほか、有効期間が満了する年月日を令和8年3月31日とするために2年3月の有効期間が設定されたものが5件あった*26。

また、指定当初からの通算の有効期間を見ると、5年未満となるものが2件、5年となるものが231件、5年を超えて10年未満となるものが10件、10年以上となるものが508件であった。特定秘密保護法の別表の最も関連性の高い分野別に計上すると、表14のとおりである。

表14 指定当初からの通算有効期間（最も関連性の高い分野別）（令和5年末時点）

		5年未満	5年	5年超 10年未満	10年以上	計
法別表 の分野	第1号(防衛関連)	0	151 (33)	2	298	451 (33)
	第2号(外交関連)	2 (1)	50 (11)	8	154	214 (12)
	第3号(特定有害活動防止関連)	0	15 (4)	0	36	51 (4)
	第4号(テロリズム防止関連)	0	15 (4)	0	20	35 (4)
合計		2 (1)	231 (52)	10	508	751 (53)

(注) 括弧内の数値は、令和5年中に指定した特定秘密の件数で、内数

*26 3年の有効期間を設定したのはいずれも海上保安庁であり、その特定秘密の内容は、外国の政府との情報協力業務に関する情報（2-⑭）であった。また、2年3月の有効期間を設定したのはいずれも防衛省であり、その特定秘密の内容は、暗号に関する情報（1-⑭）であった。月単位での有効期間を設定したのは、暗号の運用停止が予定されている年の年度末を有効期間の満了日とするためである。

オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況

運用基準において、特定秘密指定書（以下「指定書」という。）*27における対象情報の記述は、必要に応じ、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにし、また、特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとされている（運用基準Ⅱ 3 (3)及び(4)）。

令和5年末時点において指定されている特定秘密751件のうち、指定を解除すべき条件を設定しているのは196件であった*28。

また、運用基準において、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとされている（運用基準Ⅲ 2 (3)）。

内閣情報調査室においては、国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際し、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合には、情報収集衛星の画像の加工処理画像を内閣官房ホームページに掲載するなどして国民に公開することとしている*29。

*27 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由を記すものとされている（運用基準Ⅱ 3 (2)）。

*28 解除すべき条件を設定している情報の類型及びその解除条件は、次のとおりである。

- 暗号に関する情報114件（内閣官房31件及び防衛省83件）
当該暗号装置の運用を終了し、かつ、他の運用中の暗号を推察されるおそれがなくなったと確認されたとき、又は装置の運用が停止され、かつ、当該暗号が全て廃棄されたとき
- 内閣官房から特定秘密保護法施行前に特別管理秘密として提供を受けていた衛星画像等であって、特定秘密として指定している情報58件（警察庁11件、法務省1件、出入国在留管理庁1件、公安調査庁6件、外務省19件、経済産業省4件、海上保安庁14件及び防衛省2件）
内閣官房における特定秘密の指定の有効期間が満了したとき又は指定が解除されたとき
- 在日米軍が使用する周波数に関する情報10件（総務省）
在日米軍より、特段の扱いを求められなくなったとき
- 外国の政府との共同研究に関する取決め等に基づき提供される情報11件（防衛省3件及び防衛装備庁8件）
当該外国の政府において我が国の特定秘密に相当する秘密区分の指定が解除されたとき
- テロリズムの防止に関して収集した情報3件（警察庁）
対象団体・個人のテロリズムの実行の意思・能力について特段の措置を要する必要がないことが確認されたとき

*29 令和2年7月豪雨、令和元年台風第19号、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震及び平成29年7月に発生した九州北部豪雨等の被災地域等の加工処理画像を公開している。

カ 令和5年末時点における各行政機関の指定の状況*30

(7) 国家安全保障会議（10件）

国家安全保障会議では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は10件であった。

- 国家安全保障会議の議論の結論に関する情報（2-①） 10件

(4) 内閣官房（116件）

内閣官房では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は116件であった。

- 我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえた政府の対応方針等の検討の内容に関する情報（2-①） 2件
- 外部からの侵略等の脅威に対して我が国及び国民を守るために政府がとる中長期の政策に関する情報（2-①） 1件
- 国の安全保障に関わる事案に際しての政府の対応方針の検討の内容に関する情報（2-②） 1件
- 特定の外国等についての安全保障上の基本的事項に関する情報（2-④） 4件
- 内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2-⑤） 10件
- 領域保全の措置及び方針に関する情報（2-⑫） 2件
- 内閣情報調査室と外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2-⑭） 10件
- 内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（2-⑯） 22件
- 情報収集衛星が撮像可能な地理的範囲に関する情報（2-⑰） 12件
- 内閣情報調査室の人的情報収集に関する情報（2-⑱） 20件
- 情報収集衛星及びその地上システムに用いられる暗号に関する情報（2-⑲） 31件
- 国際テロ情報の収集のために用いられる暗号等に関する情報（4-⑧） 1件

(7) 内閣府（1件）

内閣府では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は1件であった。

- 日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定により、アメリカ合衆国国防省から提供された宇宙領域に係る秘密軍事情報（2-⑭） 1件

(1) 警察庁（55件）

*30 括弧内に記載されている番号は、資料3における「番号」と対応する。

警察庁では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は55件であった。

- 特定有害活動の計画に関する情報や情報機関員、特殊工作機関員その他特定有害活動に従事し得る者の動向に関する情報等、特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報（3-⑥） 6件
- 外国の政府等との情報協力業務に関する情報（3-⑦） 10件
- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（3-⑨） 11件
- 警察の人的情報源等となった者に関する情報（3-⑨） 5件
- 海外との連絡に用いる暗号に関する情報（3-⑩） 1件
- 特殊部隊その他の部隊の戦術又は運用に関する情報（4-①） 4件
- テロリズムの計画に関する情報やテロリズムを実行するおそれのある個人の動向に関する情報等、テロリズムの実行の意思及び能力に関する情報（4-⑤） 18件

（オ） 総務省（10件）

総務省では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は10件であった。

- 在日米軍が使用する周波数に関する情報（2-⑤） 10件

（カ） 法務省（1件）

法務省では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は1件であった。

- 領域保全の措置及び方針に関する情報（2-⑫） 1件

（キ） 出入国在留管理庁（1件）

出入国在留管理庁では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は1件であった。

- 領域保全の措置及び方針に関する情報（2-⑫） 1件

（ク） 公安調査庁（34件）

公安調査庁では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は34件であった。

- 内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務に関する情報（2-⑤） 1件
- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（2-⑩） 5件
- 特定有害活動の実行の意思及び能力に関する情報で特定有害活動の計画、方針及び準

備に関する情報や、特定有害活動を行い、又は支援する団体又は者の動向に関する情報
(3-⑥) 4件

- 特定有害活動の防止に関し外国の政府から提供を受けた情報(3-⑦) 10件
- 人的情報収集に関する情報(3-⑨) 4件
- テロリズムの防止に関し外国の政府から提供を受けた情報(4-⑥) 10件

(ケ) 外務省(44件)

外務省では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は44件であった。

- 拉致問題に関する情報(2-①) 1件
- 日米安保協力に関する検討、協議等に関する情報(2-①) 1件
- 周辺有事に関する外国の政府との協議内容に関する情報(2-①) 1件
- 我が国の安全保障政策についての基本的事項に係る検討の内容に関する情報(2-①) 1件
- 東シナ海の領域の保全及び権益の確保に関する情報(2-②) 1件
- 北方領土問題に関する交渉及び協力の方針等に関する情報(2-②) 1件
- 内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報(2-⑤) 4件
- 大規模事態発生時の邦人退避に係る関係国との協力に関する情報(2-⑤) 1件
- 北朝鮮の核開発及びミサイル開発に関する情報(2-⑬) 1件
- 外国の政府等から国際情報統括官組織に対し提供のあった情報(2-⑭) 10件
- 内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報(2-⑭) 4件
- 日米秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する協定に関する情報(2-⑭) 1件
- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報(2-⑯) 11件
- 公電の秘匿等に用いる暗号に関する情報(2-⑰) 4件
- 国際テロリズムに関して外国の政府等から総合外交政策局に対し提供のあった情報(4-⑥) 1件
- 国際テロリズムに関する人的情報収集に関する情報(4-⑧) 1件

(コ) 経済産業省(4件)

経済産業省では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は4件であった。

- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する

情報（2－⑩） 4件

(ウ) 海上保安庁（24件）

海上保安庁では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は24件であった。

- 内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の計画及び方法に関する情報（2－⑤） 2件
- 外国の政府との情報協力業務に関する情報（2－⑭） 10件
- 内閣情報調査室から得た外国の政府等との情報協力業務の実施状況等に関する情報（2－⑭） 1件
- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（2－⑯） 11件

(エ) 防衛省（429件）

防衛省では、令和5年末時点において、以下の計221件の情報を特定秘密として指定している。

- 防衛出動等、我が国の安全を確保するための自衛隊の行動に関する情報（1－③） 1件
- サイバー攻撃等に対する防衛省・自衛隊の活動に関する情報（1－③） 1件
- 自衛隊の運用計画等に関する情報（1－③） 39件
- 自衛隊の運用についての外国の軍隊との運用協力に関する情報（1－④） 1件
- 内閣情報調査室から得た内閣衛星情報センターの収集分析対象及び識別能力に関する情報（1－⑤） 1件
- 自ら収集した電波情報等の情報（1－⑤） 68件
- 外国の政府等から提供された電波情報等の情報（1－⑥） 47件
- 宇宙利用の優位を確保するための能力に関する情報（1－⑥） 2件
- 日米韓におけるミサイル警戒データに関する情報（1－⑥） 1件
- 電波情報、画像情報等の情報又は外国の政府等から提供された電波情報等の情報を分析して得られた情報（1－⑦） 9件
- 外国の政府等から提供された画像情報等の収集整理等に関する情報（1－⑧） 9件
- 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報（1－⑨） 19件
- 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り等に関する情報（1－⑩） 5件
- 防衛力の整備に関する見積り等であって外国の政府との防衛協力に関する情報（1－⑪） 1件
- 防衛の用に供する暗号に関する情報（1－⑭） 14件

- 武器等の仕様、性能等に関する情報（1－⑮） 2件
 - 外国の政府から提供された情報及び当該情報を分析して得られた情報（1－㉑） 1件
- また、旧防衛秘密*31から、以下の計246件の情報が特定秘密として指定されたものとみなされたところ、平成29年中に6件の指定が解除され、令和元年中に29件の指定の有効期間が満了し、令和3年中、令和4年中及び令和5年中にそれぞれ1件の指定が解除されたため、令和5年末時点では計208件となっている。
- 自衛隊の運用計画等に関する情報（1－①、1－②、1－③及び1－④） 55件
 - 電波情報、画像情報等に関する情報（1－⑤、1－⑥、1－⑦及び1－⑧） 33件
 - 防衛力の整備計画等に関する情報（1－⑨、1－⑩及び1－⑪） 15件
 - 防衛の用に供する通信網の構成に関する情報（1－⑬） 1件
 - 防衛の用に供する暗号に関する情報（1－⑭） 85件
 - 武器等の仕様、性能等に関する情報（1－⑮及び1－⑯） 57件
- 以上の結果、令和5年末時点において、総件数は429件であった。

（ヌ） 防衛装備庁（22件）

防衛装備庁では、令和5年末時点において、以下の情報を特定秘密として指定しており、総件数は22件であった。

- 豪州から提供される共同開発・生産に係る調査のための情報（1－⑥） 1件
- 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り等に関する情報（1－⑨） 2件
- 防衛の用に供する暗号に関する情報（1－⑭） 1件
- 自衛隊の弾道ミサイル防衛用誘導弾等の仕様、性能等に関する情報（1－⑮） 12件
- 英国等外国の政府との間の共同研究等において提供される情報（1－⑯） 5件
- 次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のために米国から提供された情報等の情報（1－⑰） 1件

*31 特定秘密保護法附則第5条において、同法の施行前に改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づいて防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日に防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる旨規定されている。この経過措置の適用により、特定秘密保護法の施行日に、防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされた246件の特定秘密の「事項の細目」ごとの内訳は、資料5のとおりである。なお、この旧防衛秘密は、平成14年11月から5年間で212件、平成19年11月から5年間で17件、平成24年11月から特定秘密保護法が施行された日の前日（平成26年12月9日）までに17件が指定されている。

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

本報告に際し、特定秘密が記録された行政文書の保有件数を、行政機関ごとに集計した*32。令和5年末時点での保有件数は682,841件であり、令和4年末時点と比べ69,113件増加した。行政機関別の内訳は、表15及び図（表15関係）のとおりである。

特定秘密が記録された行政文書を1,000件以上保有する行政機関は7機関あり、多い順に防衛省（255,482件）、内閣官房（161,269件）、外務省（151,888件）、警察庁（48,882件）*33、公安調査庁（33,114件）、海上保安庁（27,691件）、国土交通省（3,876件）であった。

前年と比して件数が増減しているのは、主に情報収集衛星関連の情報が記録された行政文書の増減によるものである。

*32 特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがある（特定秘密保護法第6条第1項又は第10条第1項）。このため、取りまとめた行政機関ごとの件数には、他の行政機関により指定された特定秘密が記録された行政文書の件数が含まれる。また、自らは特定秘密を指定しない行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を保有することがある（例えば、災害対策に用いられる被災地の衛星写真や予算案の審査の過程で提供される関係資料等）。

一方で、指定をした行政機関が、特定秘密が記録された行政文書を事務局たる別の行政機関に保有させており、自らは当該文書を保有しないことがある（このため、国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、国家安全保障会議ではなく、同会議の事務局たる内閣官房国家安全保障局の保有件数（内閣官房の保有件数の内数）として計上されている。）。

*33 都道府県警察が保有する分も含む。

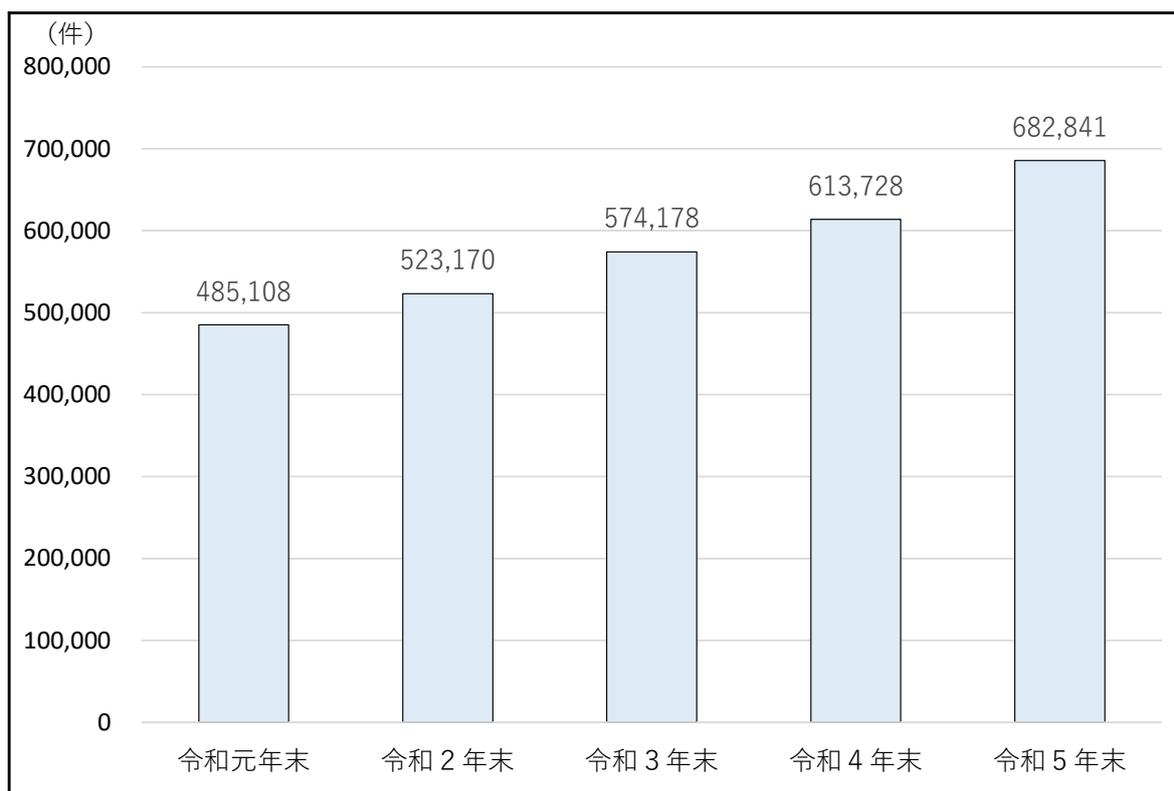
表15 特定秘密が記録された行政文書の保有状況

行政機関	令和元年末 時点	令和2年末 時点	令和3年末 時点	令和4年末 時点	令和5年末 時点
国家安全保障会議	0	0	0	0	0
内閣官房	117,702	129,026	144,416	142,424	161,269
内閣法制局	3	3	3	0	0
内閣府	3	4	4	6	3
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	34,497	36,853	39,389	43,207	48,882
警察庁のみ保有	34,395	36,747	39,291	43,107	48,779
都道府県警察のみ保有	64	68	58	68	71
重複して保有	38	38	40	32	32
金融庁	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0
総務省	47	50	52	58	58
消防庁	0	0	0	0	0
法務省	3	3	3	3	3
出入国在留管理庁	3	3	3	3	3
公安調査庁	21,520	23,408	25,441	28,231	33,114
外務省	119,287	125,825	133,116	141,664	151,888
財務省	5	10	5	26	18
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0
経済産業省	141	125	0	3	2
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0
国土交通省	3,568	3,629	3,726	3,835	3,876
気象庁	0	0	0	0	0
海上保安庁	19,141	20,633	22,266	24,381	27,691
環境省	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	0	0	0	0	0
防衛省	168,941	183,303	205,454	229,486	255,482
防衛装備庁	247	295	300	401	552
合計	485,108	523,170	574,178	613,728	682,841

(注1) 同一行政機関内で、同一の内容のものを複数保有している場合は、1件として計上している。

(注2) 公安調査庁においては、他の行政機関から提供を受けた特定秘密が記録された行政文書を関連する複数部署で管理しているところ、当該文書の計上方法の見直しを行い、廃棄に伴い当該文書の複製物のみが存在している文書については、情報量をより近似的に示す点からこれを正本として計上することとし、庁内における計上方法の斉一性の確保を図った。これによれば、令和4年末時点は28,245件となる。

図（表15関係） 特定秘密が記録された行政文書の保有状況



(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

特定秘密保護法では、特定秘密の取扱いの業務は、原則として、適性評価により特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとされている（同法第11条）。

令和5年末時点において、適性評価の対象となって特定秘密を漏らすおそれがないと認められ、引き続き同一の行政機関等又は適合事業者において勤務している者（特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者）*34の数は全体で135,479人であり、このうち行政機関の職員等が130,704人、適合事業者の従業者が4,775人であった。行政機関別の内訳は、表16及び図（表16関係）のとおりである。

*34 人事異動により他の行政機関等に異動となった者や退職した者は計上していない。また、同一の行政機関等又は適合事業者の中で特定秘密の取扱いの業務を行わない別の部署に異動した者等の、実際に特定秘密の取扱いの業務に従事していない者も含まれている。

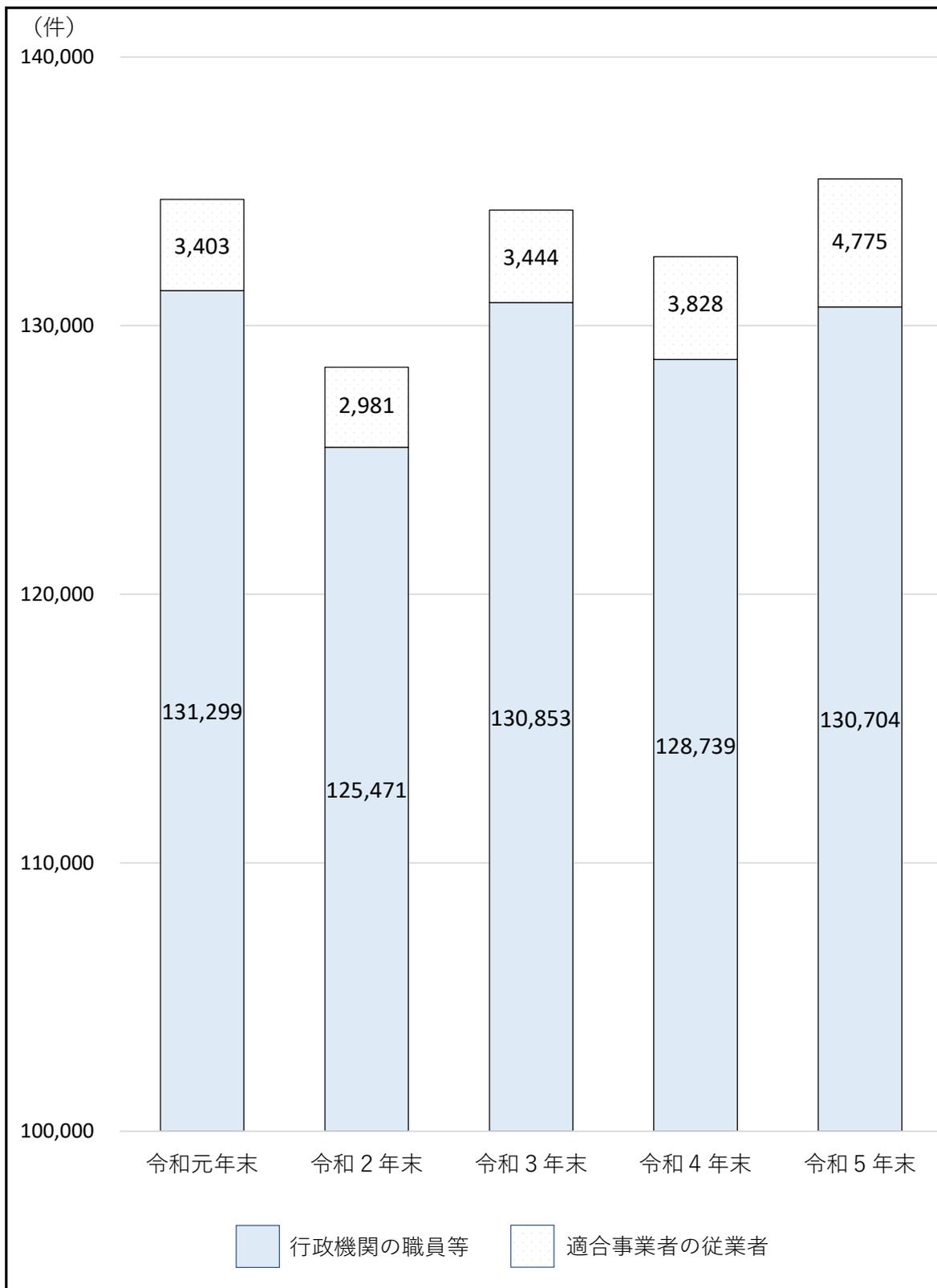
表16 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

行政機関	令和元年末時点			令和2年末時点			令和3年末時点		
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	2,175	853	1,322	1,973	871	1,102	1,945	885	1,060
内閣法制局	3	3	0	3	3	0	3	3	0
内閣府	111	111	0	105	105	0	107	107	0
警察庁	4,522	4,522	0	3,931	3,931	0	3,558	3,558	0
警察庁	652	652	0	644	644	0	649	649	0
都道府県警察	3,870	3,870	0	3,287	3,287	0	2,909	2,909	0
金融庁	13	13	0	11	11	0	9	9	0
消費者庁	13	13	0	14	14	0	16	16	0
総務省	63	63	0	76	76	0	73	73	0
消防庁	20	20	0	20	20	0	22	22	0
法務省	26	26	0	22	22	0	23	23	0
出入国在留管理庁	17	17	0	26	26	0	36	36	0
公安調査庁	250	250	0	227	227	0	245	245	0
外務省	1,767	1,722	45	1,317	1,300	17	1,267	1,229	38
財務省	199	199	0	210	210	0	219	219	0
文部科学省	76	59	17	64	48	16	97	77	20
厚生労働省	27	27	0	25	25	0	11	11	0
農林水産省	46	46	0	49	49	0	48	48	0
水産庁	42	42	0	48	48	0	52	52	0
経済産業省	150	150	0	130	130	0	144	144	0
資源エネルギー庁	17	17	0	14	14	0	14	14	0
国土交通省	96	96	0	96	96	0	100	100	0
気象庁	11	11	0	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	768	768	0	713	713	0	754	754	0
環境省	12	12	0	5	5	0	10	10	0
原子力規制委員会	24	24	0	24	24	0	34	34	0
防衛省	122,207	121,366	841	117,364	116,659	705	123,234	122,282	952
防衛装備庁	2,047	869	1,178	1,973	832	1,141	2,264	890	1,374
合計	134,702	131,299	3,403	128,452	125,471	2,981	134,297	130,853	3,444

(注) 文部科学省は特定秘密の指定権限を有さないが、科学技術の水準の向上を図るための宇宙の開発に関する技術開発等の所掌事務を遂行するに際し、特定秘密を取り扱う可能性があることから、所管する適合事業者の従業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことができるようにしている。

行政機関	令和4年末時点		令和5年末時点			
	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者	計	行政機関の職員等	適合事業者の従業者
内閣官房	1,909	932	977	2,095	1,065	1,030
内閣法制局	3	3	0	1	1	0
内閣府	118	118	0	117	117	0
警察庁	3,648	3,648	0	3,777	3,777	0
警察庁	658	658	0	681	681	0
都道府県警察	2,990	2,990	0	3,096	3,096	0
金融庁	10	10	0	10	10	0
消費者庁	10	10	0	16	16	0
総務省	120	120	0	113	113	0
消防庁	23	23	0	24	24	0
法務省	20	20	0	19	19	0
出入国在留管理庁	47	47	0	50	50	0
公安調査庁	270	270	0	286	286	0
外務省	1,171	1,140	31	1,298	1,262	36
財務省	257	257	0	290	290	0
文部科学省	94	79	15	79	67	12
厚生労働省	16	16	0	31	31	0
農林水産省	46	46	0	44	44	0
水産庁	42	42	0	48	48	0
経済産業省	166	166	0	167	167	0
資源エネルギー庁	15	15	0	9	9	0
国土交通省	96	96	0	97	97	0
気象庁	12	12	0	12	12	0
海上保安庁	814	814	0	915	915	0
環境省	10	10	0	10	10	0
原子力規制委員会	39	39	0	21	21	0
防衛省	120,876	119,900	976	122,459	121,302	1,157
防衛装備庁	2,735	906	1,829	3,491	951	2,540
合計	132,567	128,739	3,828	135,479	130,704	4,775

図（表16関係） 適性評価を経た特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数



5 漏えい事案への対応の状況

令和6年4月26日、防衛省は、海上自衛隊において特定秘密の適性評価を経ていない隊員に特定秘密の情報を取り扱わせていたことを確認し、また、陸上自衛隊の幹部自衛官が特定秘密の適性評価を経ていない隊員に特定秘密の情報を漏らしたことを確認したため、当事者及び関係者の懲戒処分を行うとともに、両事案の概要及び調査結果並びに再発防止策を公表した^{*35}。

令和4年12月に、海上自衛隊における別の漏えい事案の発生が公表^{*36}されたばかりであり、政府としては、両事案を、我が国の情報保全体制に対する信頼を大いに損なう深刻な事態と受け止め、令和6年4月26日、防衛省において、再発防止に向けた防衛大臣指示を発出するとともに、防衛副大臣を長とする再発防止検討委員会を開催し、本委員会の下で、情報保全体制の見直しに向けた検討を行うこととした。また、内閣官房においても、特定秘密保護法の適用対象となる28行政機関に宛てて、再発防止対策の徹底について通知を発出し、さらに、同年5月8日の内閣保全監視委員会において、高市国务大臣^{*37}が関係省庁の事務次官等に対し再発防止対策を指示した。これらを受けて、各行政機関は、適性評価の要否の確認手順の再点検や、両事案の教訓事項が盛り込まれた保全教育を実施することとした。

6 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

(1) 内閣府独立公文書管理監からの是正の求めへの対応

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに運用基準ⅠからⅢまでに従って行われているかどうか検証・監察し、行政機関の長がこれらの規定に従っていないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該指定の解除その他の是正を求めるとともに、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとされている（運用基準Ⅴ3(1)ア及びウ）。

令和5年中において、内閣府独立公文書管理監により各行政機関の特定秘密の指定等について検証・監察が行われた結果、以下のとおり是正の求めがなされ、これを受けて、関係行政機関において必要な措置が講じられるとともに、内閣官房から必要な通知を発出するなどして各行政機関への周知徹底を図った^{*38}。

- 防衛省において、特定秘密である情報が記録されている頁に特定秘密の表示をしている文書（2件）について、特定秘密である情報を記録する部分を容易に区分することが

*35 詳細については、防衛省のウェブサイト（<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/04/26b.html>）参照。

*36 令和2年3月、海上自衛隊1等海佐が、かつて上司であった元自衛艦隊司令官に対して実施した情勢ブリーフィングにおいて、特定秘密等の情報を故意に漏らし、特定秘密保護法等に違反したことが判明した。詳細は、防衛省のウェブサイト（<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2022/12/26d.html>）参照。

*37 特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国务大臣。

*38 これとは別に、令和6年3月、内閣府独立公文書管理監から防衛省に対し、特定秘密文書等への特定秘密の表示に係る2件の是正の求めがなされ、防衛省において必要な措置が講じられた。

できるにもかかわらず、特定秘密である情報が記録されていながら、同表示をしていない頁があるものと認めたとして、特定秘密である情報が記録されている頁に、当該表示をすることを求める是正の求めが、令和5年3月22日付けで防衛大臣に対してなされた。

- 外務省において、特定秘密である情報が記録されている文書（8件）について、特定秘密の表示をしていないものと認めたとして、当該表示をすることを求める是正の求めが、令和5年3月22日付けで外務大臣に対してなされた。

(2) 衆議院及び参議院の情報監視審査会による調査及び意見・指摘への対応

ア 情報監視審査会による調査への対応

国会法（昭和22年法律第79号）では、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの同法第104条第1項の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設けることとされている（同法第102条の13）。各議院の情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができ、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとされている（同法第102条の16）。

令和5年中において、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について各議院の情報監視審査会による調査が行われた。

衆議院情報監視審査会においては、令和3年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について、令和5年1月、3月及び4月に、関係行政機関が説明を行い、同年5月の同審査会の委員派遣に際して特定秘密を提示した。また、同年6月に同審査会から関係行政機関に対して資料要求がなされ、関係資料を提出した。さらに、同年11月に高市国務大臣が令和4年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告をするとともに、堀井内閣府副大臣*39が出席し内閣官房が同報告について補足説明を行った。

参議院情報監視審査会においては、令和3年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等について、令和5年2月に、関係行政機関が説明を行い、同審査会の委員派遣に際して特定秘密を提示した。また、同年4月に高市国務大臣が、令和4年調査における、それまでの議論を踏まえた締めくくり的な質疑に対応した。さらに、同年11月に高市国務大臣が令和4年中の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告をするとともに、堀井内閣府副大臣が出席し内閣官房が同報告について補足説明を行った。

なお、令和4年12月に公表された海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について、各

*39 特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する大臣を補佐する内閣府副大臣。

議院の情報監視審査会から、同法第102条の16第1項の規定に基づき、防衛省における特定秘密の保全体制等の改善に関する勧告*40がなされた。

イ 情報監視審査会の年次報告書における意見・指摘の内容及び政府側の対応

(7) 衆議院情報監視審査会年次報告書への対応

令和5年6月8日、衆議院情報監視審査会会長から衆議院議長に対し、令和4年4月1日から令和5年5月31日までの期間を対象とした令和4年年次報告書が提出され、11点の意見が示された。政府は、これら意見に係る政府の対応状況について、同審査会において説明を行った。

意見の内容及び政府側の対応状況は、次表のとおりである。

No.	意見の内容	政府側の対応状況
1 情報保全体制関係	各行政機関においては、特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が生じたことを重く受け止め、特定秘密の管理者等をはじめとする取扱者に対し、本事案から得られた教訓を踏まえた情報保全教育を徹底するとともに、保護措置について適切に実施されているか改めて確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣保全監視委員会において、高市国務大臣から関係行政機関の事務次官級の各委員に対し、防衛省において策定された再発防止策を参考とし、特定秘密の適正かつ厳格な保護を徹底するよう指示するとともに、内閣情報調査室から、同趣旨の通知を发出し、各行政機関に対し、情報漏えいの防止及び特定秘密の適正かつ厳格な保護について、改めて一層の徹底を図るよう周知した。 ○ 内閣情報調査室から各行政機関に対し、本事案を受け、保護措置が適切に実施されているか改めて確認するとともに、関係行政機関に対し、特定秘密の適正かつ厳格な保護の徹底について周知した。 ○ 内閣情報調査室において、漏えい事案や不適切な管理事案に焦点を当てた教育資料を作成し、各行政機関に共有するとともに、再発防止のための保全教育を繰り返し行うよう周知した。
	各行政機関において、機微な情報を取り扱う立場にある者が元職員にブリーフィング・面会を行う際の厳格な規	○ 内閣情報調査室から各行政機関に対し、防衛省において策定された再発防止策を共有するとともに、元職

*40 各議院の情報監視審査会の勧告については、衆議院のウェブサイト (https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/jyouhoukanshikankokuoyobihoukoku.htm) 及び参議院のウェブサイト (<https://www.sangiin.go.jp/japanese/jyouhoukanshi/kankoku.html>) 参照。なお、勧告の経緯については、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告（令和5年6月）7(2)ア参照。

	<p>範を設けることを検討すること。</p>	<p>員にブリーフィング等を行う際の厳格な規範が設けられているかについて確認した。また、規範の設定を検討中の行政機関については、引き続き検討を進めるよう周知した。</p>
	<p>各行政機関は、口頭による特定秘密の漏えいがあった場合にも、情報の特定や立証が十分可能となるよう、特定秘密指定書の記述を明確化するとともに、事実究明等のための証跡管理の強化に努めるなど、口頭漏えいに対する情報保全措置の在り方について検討すること。</p>	<p>○ 内閣情報調査室から関係行政機関に対し、万が一、口頭によるものを含む特定秘密の情報の漏えいがあった場合にも、例えば、面会の事前許可の取得や面会記録、特定秘密が記録された行政文書の閲覧記録の作成を徹底する等により、情報の特定や漏えいの立証に資するよう、情報保全措置の改善・強化に不断に取り組むよう周知した。</p>
2 特定秘密に係る重大事案が生じた場合の対応	<p>各行政機関は、特定秘密に係る漏えい等の重大事案の発生を認知した場合には、厳格な保護措置の下で特定秘密保護制度の運用を常時監視するという当審査会の設置趣旨に鑑み、当該事実及び経緯を早期・適時に当審査会に対し報告することを徹底すること。</p> <p>漏えい等の重大事案や不適切な管理事案が発生した行政機関は、その原因と講じた再発防止策について、制度を所管する内閣情報調査室を通じて他の行政機関と共有すること。</p>	<p>○ 内閣情報調査室から関係行政機関に対し、漏えい等の重大な事案が発生した場合には、情報監視審査会への当該事実及び経緯等の早期・適時の報告に向け、内閣情報調査室と緊密に連携するよう周知した。</p> <p>○ 内閣情報調査室から各行政機関に対し、防衛省における特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置について通知を発出し、同様の事案が生起することがないように、情報の漏えいの防止及び特定秘密の適正かつ厳格な保護について、改めて一層の徹底を図るよう周知した。</p> <p>○ 内閣情報調査室から関係行政機関に対し、重大事案や不適切な管理事案が発生した場合には、その原因及び講じた再発防止策について、内閣情報調査室に共有するよう周知した。</p> <p>○ 内閣情報調査室において、漏えい事案や不適切な管理事案に焦点を当てた教育資料を作成し、各行政機関に共有するとともに、再発防止のための保全教育を繰り返し行うよう周知した。</p>
3 適性評価関係	<p>各行政機関において、適性評価の実施件数及び特定秘密取扱者数が特定秘密の取扱い業務範囲に照らして適正な水準であるか改めて確認し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うこと。</p>	<p>○ 内閣情報調査室から関係行政機関に対し、適性評価の実施件数及び特定秘密取扱者数が業務範囲に照らして適正な水準であるか改めて照会したところ、現に特定秘密を扱っている者のほか、不測の事態に一時的に特定秘密の取扱い業務が見込まれる</p>

		者等も含めて適性評価が実施されていることを確認した。
	日常的に情報収集・分析活動に従事する、いわゆる情報コミュニティの各行政機関においては、特定秘密に接する蓋然性が高い業務に従事している職員に対し、実際に特定秘密を取り扱うことになった場合に対応できるよう、あらかじめ適宜適切に適性評価を行うこと。	○ 内閣情報調査室から関係行政機関に対し、特定秘密に接する蓋然性が高い業務に従事している職員が適宜適切に適性評価を受けているか照会したところ、特定秘密に接する蓋然性が高い者に対しても適性評価を実施していることを確認した。
	適合事業者に特定秘密を提供等している行政機関は、下請企業を含めたサプライチェーンの実情及び各事業者の情報保全体制の把握に努めるとともに、厳格に適性評価を実施し特定秘密の管理に万全を期すこと。	○ 内閣情報調査室から関係行政機関に対し、提供先の適合事業者の情報保全体制を把握し、厳格に適性評価を実施しているかについて照会したところ、当該行政機関が下請企業を含めた適合事業者の情報保全体制を把握しており、また、特定秘密の取扱い業務を行う者に限定して適性評価を実施していることを確認した。
	各行政機関及び制度を所管する内閣情報調査室は、適性評価の実効性の観点から、評価水準の妥当性について改めて確認すること。	○ 内閣情報調査室から関係行政機関に対し、適性評価の評価水準が妥当であるかについて改めて照会したところ、法令及び運用基準に従い、厳正かつ適確に適性評価が実施されていることを確認した。
4 独立公文書管理監関係	独立公文書管理監においては、運用基準の趣旨に沿って、各行政機関で生じた不適切事案を確実に把握し、適宜、必要な措置を実施すること。	(省略(注2))
5 審査会への対応関係	各行政機関及び独立公文書管理監においては、これまで審査会意見等で不明瞭な説明や資料提示の在り方について繰り返し改善を求めてきたことを重く受け止め、改めて真摯に検討を行い、説明者も十分な準備をした上で審査会に臨むこと。	○ 内閣保全監視委員会において、高市国務大臣から各委員に対し、情報監視審査会の調査等に引き続き真摯に対応するよう指示した。 ○ 内閣情報調査室から、関係行政機関に対し、審査会に臨む際は、十分な準備をした上で積極的かつ真摯に対応するよう周知した。

(注1) 本表に記載のある漏えい事案は、令和4年12月に公表された海上自衛隊における事案である。

(注2) 内閣府独立公文書管理監に関する意見への対応状況は、運用基準(V5(1)オ)に基づく内閣総理大臣への「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」として公表される。

(4) 参議院情報監視審査会年次報告書への対応

令和5年6月2日、参議院情報監視審査会会長から参議院議長に対し、令和4年5月1日から令和5年4月30日までの期間を対象とした年次報告書が提出され、政府に対する4点の主な指摘事項が示された。政府は、これら指摘事項に係る政府の対応状況について、同審査

会において説明を行った。

主な指摘事項の内容及び政府側の対応状況は、次表のとおりである。

主な指摘事項の内容	政府側の対応状況
<p>防衛省において特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が発覚した。二度とこのような事案が生じないよう、防衛省が講じた再発防止策を踏まえ、内閣情報調査室が中心となって特定秘密を取り扱うことができる職員への統一的な研修を実施するなど、より実効的な対策を検討すること。</p>	<p>○ 内閣保全監視委員会において、高市国務大臣から関係行政機関の事務次官級の各委員に対し、防衛省において策定された再発防止策を参考とし、特定秘密の適正かつ厳格な保護を徹底するよう指示するとともに、内閣情報調査室から、同趣旨の通知を发出し、各行政機関に対し、情報漏えいの防止及び特定秘密の適正かつ厳格な保護について、改めて一層の徹底を図るよう周知した。</p> <p>○ 内閣情報調査室において、漏えい事案や不適切な管理事案に焦点を当てた教育資料を作成し、各行政機関に共有するとともに、再発防止のための保全教育を繰り返し行うよう周知した。</p>
<p>海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る防衛省への情報提供は、運用基準に定められた通報として処理されなかった。現行の通報制度は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合を対象としているところ、特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、制度の改善を検討すること。</p>	<p>○ 内閣情報調査室は、運用基準に定められた通報窓口で特定秘密の漏えいについても情報提供を受け付けるよう、運用基準の見直しを検討する。</p> <p>○ 内閣情報調査室から各行政機関に対し、運用基準に基づく通報の運用について通知を发出し、当面の間、運用基準V4に規定する通報以外の「情報の漏えい」を含む特定秘密保護法等に従っていないと思料される行為に係る通報があった場合についても、現行の通報の対象に準じて、運用基準に基づく通報窓口において処理するよう周知した。</p>
<p>内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の指定件数及び特定秘密文書の保有件数の増加、不適切管理事案の続発等の状況に鑑み、厳正さと効率性に留意し、検証・監察の実効性を高めるため、引き続き、検証・監察の体制及び手法の改善に努めること。</p>	<p>(省略(注2))</p>
<p>内閣府独立公文書管理監は、特定秘密の漏えいを始めとする不適切管理事案が発覚した場合には、職員の規範意識や管理体制といった背景も踏まえ、速やかに関係者からの説明聴取及び実地調査等の検証・監察を行うこと。</p>	<p>(省略(注2))</p>

(注1) 本表に記載のある漏えい事案は、令和4年12月に公表された海上自衛隊における事案である。

(注2) 内閣府独立公文書管理監に関する意見への対応状況は、運用基準(V5(1)オ)に基づく内閣総理大臣への「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」として公表される。

7 内閣府独立公文書管理監からの意見

運用基準において、内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べるができるものとされており（運用基準V 5 (1)ウ）、令和6年3月12日、次のような意見が提出された。

「令和5年中には、本職による是正の求めを受けて、関係行政機関において、特定秘密である情報が記録されている特定秘密表示の無い文書等について、同表示がなされるなど、所要の措置が講じられたものと承知している。

また、特定秘密が記録されたデータの不適切な取扱いや文書の誤廃棄等、特定秘密文書等を不適切に取り扱った事案が複数件あったと承知しているところ、特定秘密を取り扱う者に対し、実効的な研修を実施し、特定秘密保護法等の内容の十分な理解や特定秘密の保護措置の的確な実施といった取扱者の責務について再認識させるなどにより、各行政機関における特定秘密保護法のより一層適正な運用に改めて努められたい。」

8 有識者からの意見

1に記載のとおり、特定秘密保護法第19条においては、政府が特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告し、公表するに当たっては、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見（同法第18条第2項及び第3項）を付することとされている。

第13回情報保全諮問会議（令和6年5月15日開催）その他の機会において、有識者から本報告に関し意見を聴取したところ、次のような意見が示された。政府においては、これらの意見を重く受け止め、特定秘密保護法の適正な運用を徹底していく。なお、本報告の構成や内容に関する意見については、それに基づく加筆及び修正を行った。

(1) 制度の運用一般に関する意見

○ 国際的な信頼関係の維持に関する意見

令和5年12月に特定秘密保護法が成立してから10年が経過した。この間、わが国の情報保全制度の信頼性は高まり、複数の国家と情報保護協定が締結され、かつ、同盟国・同志国との情報共有が円滑になったと言われている。今後とも、この信頼関係を維持するために、本法の適切な運用が望まれる。

○ 法に定められた各種プロセスの見直しに関する意見

本法のなかに定められるそれぞれのプロセスを、あらためて、法執行の全体のなかで位置づけ、不断に見直す必要があるのではないか。例えば、「国会報告」に向かって行われる、情報保全諮問会議における議論を含めた一連の手続も、「国会への報告」が本法の運用状況を国民にわかりやすく報告するためのものであるということから逆算をして、関係者間において「報告」について検討し改善点を探っていくためのやりとりとなっているか、見直しをしていく視点が重要になると考える。

○ 指定権限を有する行政機関の範囲に関する意見

「2(2) 指定権限を有する行政機関」において、「特定秘密保護法上の行政機関は、対

象期間末時点で、表1に掲げる28機関であるが、各機関における指定の見込み等を踏まえ、指定を行わない機関を施行令で定めることとされており（同法第3条第1項ただし書）、その結果、対象期間末時点では、特定秘密の指定権限を有する行政機関は、表2に掲げる20機関に限定されている（施行令第2条）」と記載されているところ、現在、「特定秘密の指定権限を有する行政機関」のうち、対象期間末時点で特定秘密の指定件数が0となっている行政機関が、7機関ある（表10）。これらの行政機関は、平成26年12月10日から令和5年12月31日までの間においても、特定秘密の指定がなかったようである（表11）。この点については、既に当諮問会議においても、指定権限を行使しない理由について、幾度か構成員から質問がなされていると承知しているが、他方で、従前において特定秘密の指定をしていなかった内閣府が新規で指定した例もあり、将来にわたり臨機応変な対応を可能にしておくことが必要であることは理解できる。ただ、これらの行政機関が、将来にわたって「特定秘密の指定権限を有する行政機関」とする必要があるかということに関しては、その前提となる「指定の見込み等」につき、①所掌事務との間の関係で合理的な関連ないし理由があるかという形式的な観点に加え、②特定秘密を指定する「見込み等」が合理的な蓋然性をもって存在しているか、換言すれば、特定秘密保護法を適用する必要性という実質的な観点からより積極的に説明することが可能でありかつ必要ではないかと思われる。また、そうすることが、国民に分かりやすい法の運用に繋がると考える。

○ 情報公開のための秘密の編集加工に関する意見

「4(1)オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況」において、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとされており（運用基準Ⅲ2(3)）、その具体例として、「内閣情報調査室においては、国内における大規模な被害を伴う災害や事故等の発生に際し、情報収集衛星の画像が被災等の状況の早期把握や被災者等の迅速な救助・避難等に資すると判断された場合には、情報収集衛星の画像の加工処理画像を内閣官房ホームページに掲載するなどして国民に公開すること」が挙げられている。ここで「公益上」とは、国民の生命・身体の安全、財産の保護を指すものと解されるが、さらに進んで、情報公開の観点、すなわち国民の知る権利の実現という観点はありえないか、検討されるべきではないかと思われる。

○ 誤廃棄事案の再発防止に関する意見

表7の注2において、現に報告されている行政文書の誤廃棄については、当該行政文書を利用する事務の一般的なプロセスに従って、当該行政文書・情報の流れや管理の手順を改めて点検することが再発防止に資するのではないかと考える（事情は異なるが、特定個人情報については、セキュリティの検証、評価が行われている）。具体的には、当該事案が誤廃棄かどうか（紛失等でないか）について確実に確認することとともに、当該事案の検証により発生原因の除去を検討することが望まれる。とりわけ、特定秘密は、指定をした行政機関から他の行政機関へ提供されることがあることから（特定秘密保護法第6条第1項、第10条1項）、そのような場合については特に当該情報の管理のプロセス、責任の所在について遺漏のない把握と対応が求められる。

○ 指定の解除に関する意見

本制度が実施される際に懸念されていたものの一つとして、無用な秘密保護と情報公開制度との調整があり、これは、報道の自由とも関連するものである。「3(2)ウ 指定の解除の状況」に記載のとおり、対象期間中に特定秘密の指定を解除した4件は、総務省において、在日米軍が使用する周波数に関する情報2件について、解除条件である「在日米軍より、特段の扱いを求められなくなったこと」を確認したため、指定を解除し、また、防衛省において、情報収集に関する研究に係る情報1件について、情勢の変化により、もはやその漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるとは言えず、特定秘密として保護すべき程の特段の秘匿の必要性がなくなったため指定を解除し、また、旧防衛秘密である

防衛の用に供する暗号に関する情報1件について、解除条件である「装置の運用が停止され、かつ、暗号が全て廃棄された」ことを確認したため指定を解除したとされる。いずれも当然のことであろうが、特に、「漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある」とまでは言えず、特定秘密として保護すべき程の特段の秘匿の必要性がなくなった」との理由は、特定秘密についての国際情勢との関係でその必要性について常に意識すべきことであり、今後も、指定及び解除において、専門的知見を担当者・関係者が錬磨して維持して対応していくことが求められよう。

○ 秘密取扱者の育成等に関する意見

本法の適正な執行の確保のためには、制度を動かす「人（人間）」の存在に、より一層、注目していく必要があるのではないかと、特定秘密を取り扱う「人」（法律では「取扱者」）の育成、人材の層を厚くしていくための施策が、ますます、重要になるのではないかと思われる。

公文書管理法には、文書を扱う「人（職員）」に着目した規定として、その32条に、「職員への研修」の規定が定められている。一人一人の職員の、文書管理の知識と技能の習得向上が、組織の文書管理の全体の適正性確保に資するという考え方に基づく規定である。

公文書管理法は、特定秘密を含むあらゆる行政文書にかかる法律であるため、同法の規定により、行政文書全体に、すでにこの「知識及び技能の習得」の要請がかけられていると解されていると思われる。また、特定秘密保護法の政令にも、「職員に対する特定秘密の保護に関する教育」の実施が規定されている。あらためて、この領域に固有の施策のあり方を検討し、日本全体として、特定秘密の適切な取扱能力を有する人材を育て、層を厚くしていくための手立てが必要になるのではないかと考えられる。

法執行に携わる一人一人が、そのそれぞれの知識や技能を習得し、向上させていくことは、必ずや、「法執行の適正性の確保」に大きく資するものとなるはずである。

○ 適性評価に係る新法との整合性に関する意見

今般、我が国は、秘密保護法制を経済分野に拡大するべく、経済安全保障推進法が制定され、随時、制度内容を充実・進展させているところ、今般成立した重要経済安保情報保護活用法においては、特定秘密保護法におけるセキュリティ・クリアランス制度の実情が先例として参照され、注視されているところである。この経済分野における重要経済安保情報保護活用法では、「ポータビリティ」を持たせるべく、調査機能の一元化と効率化が図られようとしている。官民との事業の連携、拡大が進展する中で、対象者も増加することは必至であり、その必要性はいつそう増していくとみられる。特定秘密保護法に関しても、重要経済安保情報保護活用法との整合性をさらに持たせるべく制度の実施において、そのあり方の吟味と調整をしていくことが重要である。

○ 適性評価の不同意や苦情処理に関する意見

特定秘密保護法における適性評価の実施状況であるが、令和5年中に適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は、3(5)イに記載のとおり、全体で23件であり、その内訳は、内閣官房が1件（職員）、内閣府が1件（職員）、消費者庁が2件（職員）、水産庁が1件（職員）、国土交通省が1件（職員）、防衛省が16件（職員）、防衛装備庁が1件（従業者）であったとのことである。また、取り下げは、0件であったとのことである。これらへの苦情はなく、おおむね適切に実施されていると認められる。いやしくも不同意による不利益対応はないように、その受け皿としての苦情処理窓口の周知をさらに図るとともに実効性を高める運用を期待する。

○ 負担増に見合った業務の改善に関する意見

各行政機関において指定されている特定秘密の件数は、当然のことながら、逐年増加しているが、特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数は相応して増加しているもので

はなく、ほぼ一定数のようにみえる。これが、個別の特定秘密の指定や特定秘密文書の管理（特定秘密として指定するか、否かや特定秘密文書への特定秘密の表示等）に関する業務において、過誤につながるのでは問題である。一定程度のデジタル化等によって、職務の遂行上、効率化を図ることがさらに求められるとともに、見直し、フィードバックも効率的に実施できるよう、業務の改善に務められたい。

(2) 情報漏えい事案に関する意見

○ 防衛省の組織運営状況に関する意見

本国会報告において、防衛省より特定秘密の取扱いに関する不適切事案の報告が複数件なされており、秘密文書の取扱いに緩みが生じているのではないかと懸念している。今回の2件の漏えい事案が発生したことに驚くとともに、防衛省内の綱紀の緩みを改めて浮き彫りにしたように思える。経済安保に係るセキュリティ・クリアランスの法制化が論議を呼んでいる折だけに、防衛省内の組織運営状況の総点検を求めたい。

○ 機微度の高さに見合った規律の維持に関する意見

セキュリティ・クリアランスに関する新法が成立し、これから制度運用が始まる。これは、民間企業にとってもグローバルなビジネス機会の確保という点でも、重要である。一方で、重要経済安保情報の指定や解除の要件や、クリアランスの運用などは企業側の関心の高いところであり、また指定情報の漏えいについては、特定秘密保護法にはないが、新法では法人（民間企業）にも罰則を設ける方向とされている。新制度と特定秘密保護法はシームレスに運用していく、ということであるが、より高次の特定秘密を取り扱う行政の方々においては、経済界に先だって、国から義務を課せられる民間事業者のいわば手本となるような、より高次の規律をもった動きをしていただくことを期待したい。

○ 部隊運用を行う自衛隊の特性に関する意見

自衛隊における特定秘密の漏えいをめぐっては、令和4年、海上自衛隊において既に退職した自衛官（元上司）に対し特定秘密を漏えいした事案が発生したが、当該事案が職務外における特定秘密の漏えいであったのに対して、今回の2件は職務内における漏えいである点で基本的な事情が異なる。

そもそも自衛隊においては、部隊の運用、訓練などの場を想定すると、他の行政機関に比べ、特定秘密への日常的な接触の度合いと、それに起因して管理に要するコストや漏えいのリスクが高いものと思われる。加えて、武力攻撃事態における防衛出動の場合などにおいては、部隊や人員の消耗が生ずる事態も当然想定される。そのように考えると、どれだけの特定秘密の文書を現場部隊に保有させるかの常日頃からの検討とともに、これに関連して、人員の配置などの部隊の機動的な運用の必要性からは特定秘密を知るべき立場にある者は増やすべきではないかとの考え方と特定秘密の適性評価は取扱いが見込まれる者という点で必要最小限であるべきとの考え方との間の両立をどのように図るか、平時においてはともかく、とりわけ非常時において有効かつ現実的な対応、対処がなされ得るのかという視点で考えておく必要があるのではないかと思われる。

○ 処分事由の明確化と共有に関する意見

陸上自衛隊の漏えい事案は、部隊指揮官が演習場で行われた訓練において 指示・伝達を行った際に、特定秘密の漏えいが発生したというものであるが、当該部隊指揮官に重大な過失があるとされているところ、どのような点で「重大な」過失とされたのか、今後の隊員教育などにおいて共有する必要があるのではないかと思われる。とりわけこの点は、情報漏えいの防止のみならず、懲戒処分を受ける可能性に鑑み、隊員の士気の観点からも重要であると考えられる。

○ 取扱者の指名手続の手順に関する意見

事案発生の原因について艦長の確認ミスと名簿管理担当者の確認ミスを挙げているが、艦長による指名と名簿管理担当職員の確認の手続の前後関係はどうなっているのか。本事案の要因の書き方からすると、艦長による指名が先行しているように読めるが、名簿管理担当職員が適性評価を受けている者を確認し、その後に艦長が指名することにすれば、適性評価を受けていない者を指名するミスは起こりにくくなるのではないか。

○ 過誤発生の自己申告に関する意見

適性評価を受けていない隊員は、自分が特定秘密を扱う前提の適性評価を受けていないことを認識していたはずである。艦長に指名された際になぜ自分から適性評価を受けていないことを言い出さなかったのか。明らかに上司の指名が誤っていても下からは言い出せない組織内の階級的人間関係があるのか。

○ 運用基準に定められている「通報制度」の活用に関する意見

もともと、特定秘密の指定等に関する「通報」として定められていたものであるが、ただ、令和4年12月の海上自衛隊の事案の後に、内調から、各行政機関に、特定秘密の漏えいに関する事項についても、当面の間、運用基準に基づく通報の対象に準じて処理するよう、指示する通知を発出されているとのことを伺っている。

今回のような事案に接すると、あらためて、この通知に基づく「漏えい事案に関する通報」がきちんと機能をして、「通報」という形で事態を早期適確に把握できるような制度改善が肝要であると思われた。次回の運用基準の見直しの際には、ぜひ、このような法の執行不全の問題についての早期把握のための制度整備について、議論検討を進めることとしてもらいたい。

○ 予兆事案の早期把握、対処等に関する意見

釈迦に説法かと思うが、「ハインリッヒの法則」といわれるものがある。1件の重大事故の背後には、29件の軽微な事故があり、その背後には事故寸前だった300件以上の、いわゆる「ヒヤリハット」が隠れている、というもの。今回の漏えい事案の背後には、多くの「ヒヤリハット」があると思う。こうした、事案になっていないものも、隠蔽することなく、できる限り早く把握し、報告し、対策を講じる、自浄作用の強化を徹底して頂きたい。

○ 過誤発生時の対処の遅延に関する意見

艦長による指名から1年半以上も後の令和6年2月に海上幕僚監部に照会があったというのは如何にも遅い。ミスが起こった時に速やかに気づき、誤りを止め、適正化することが重要である。

○ 部内漏えいの動機の不適切さに関する意見

部隊指揮官の思いは理解できなくはないが、特定秘密を知るべき立場にない隊員がいるにもかかわらず特定秘密の内容に言及して士気を高めるという発想がそもそも誤りである。隊員の士気を高めるつもりであっても、特定秘密保護法違反に当たることを周知徹底すべきである。

○ 本省及び大臣への報告の遅延に関する意見

部下隊員が二次漏えいを防止したことは適切であったと評価できるが、令和5年7月16日に事案が発生し、同月21日に防衛省へ報告、同年12月27日（御用納め前日）に防衛大臣に報告という経過は、防衛省への報告でも遅い。そこから防衛大臣への報告まで時間がかかり過ぎていていると思われるが、今後は速やかな対応が望まれる。

部隊指揮官が自分が話した内容に特定秘密が含まれていることを認識したのはいつか。話している時か直後か。

部下隊員が二次漏えいの防止措置実施の報告を受けたのはいつか。防止対策をしたのは部隊指揮官の指示によるものか。部隊指揮官が二次漏えいの防止措置実施の報告を受けたのはいつか。

部隊指揮官は上級部隊への報告を要しないと判断したとのことであるが、いつ誰の判断で上級部隊に報告したのか。

防衛省が報告を受けてから防衛大臣に報告するまで5か月以上かかったのはなぜか。隊員15名は特定できているから事態確認にこれほどの期間を要するとは考えられない。全員に確認できるまで防衛省には報告しないということか。途中経過としてでも報告すべきなのではないか。

○ 隊員の意識と教育のあり方等に関する意見

昨年6月の自衛官候補生が起こした小銃発射・殺人事件、その後に相次いだヘリコプター墜落事故、衝突事故等、昨今の自衛隊における事故・事件の続発は、いずれも原因・経緯等の詳細は不明ながらも、重大な結果といわざるを得ない。そして今回明らかになった機密漏えいにおける信じがたい案件は、生命や安全保障体制への重大な危険を惹起していない段階での表面化ではあったが、これら事故・事件と底流において、つながる可能性もなきにしもあらずであろう。そこに構造的要因があるのではないかと感じられる。

今回の漏えい事件は、事案の詳細を調査した上で、例えば、改善策として、綱紀粛正の強化に改めて努める、襟を正して対応していくなどの丁寧な研修体制を整えるなどの言葉では片づけられない深刻な問題を内包していることを懸念する。

まず、研修の強化は、いうまでもないが、現在の自衛隊員に対する内容（質・量ともに）及び手法（末端まで、理解・納得・浸透させる）において、必要かつ十分なものであったかを見直す必要がある。

我が国は、秘密・インテリジェンスの重要性及びその保護について、関係各国に比して意識レベルにおいて、低いと指摘されており、かつ、それを制度として保護する体制も歴史は浅い。特定秘密保護法制・経済安保法制についても、遅きに失したといわれるゆえんである。我が国では、学校教育でも報道を通じた社会常識レベルでもその重要性を意識されることが他国に比べて低い可能性がある。いわゆる悪しき「平和ぼけ」ともいえる状況である。

公務員、とりわけ、特定秘密のただ中に身を置いて職務に従事しているといつてよい自衛隊員においては、その重要性が格段に大きいことはいうまでもないが、それが末端の自衛隊員のみならず、幹部全体にまで及んでいるのかにつき、意識化のレベルが低いのではないかと疑わざるを得ない。

そのような自衛隊員に対して、研修過程においては、単に、抽象論としての解説にとどまるのではなく、具体的に「かんで含めるように」、また、これに反した場合の具体的な不利益・リスク、ときには、安全保障上の重大な危機に及ぶおそれがあることまで、繰り返し、説明して認識の度合いを深めていく必要があるのではないかと。一方通行の座学の時間数のみをカウントしても意味がない場合も多いのである。

○ 「人」に着目した施策の実施に関する意見

いずれの事案も、「特定秘密の漏えい事案」ではあるが、組織外部への意図的な情報漏えいというのではなく、組織内部における法執行上のミス、いわば、「法律の執行不全」の問題といえるものではないかと思われる。

法律自体が盤石で堅固な仕組みを構築していたとしても、その中で、法の運用に関わる人間のミスがあると、法律の執行不全が起こってしまう。教育など、「人」に着目した施策の検討と実施は、このような事案の再発防止につながるものになるのではないかと考えられる。

○ 転籍・転職等の後の漏えい防止対策等に関する意見

前回の国会報告に掲載された特定秘密の漏えい事犯は、検討された結果、最終的に刑事事件としては不起訴になったものである。本事犯における漏えいの危険性については、重大で

はなく、常習性も格段なく、一回限りのものであったことが不起訴判断に影響したとみられ、本事件後、政府も研修等の対応を遅滞なく実施しており、事後的措置・対応としても問題はなかったと考える。しかし、一般に漏えい事件については、常に意識すべきであり、現職のときは、本人の自覚はもとより、周囲の監視と関係者間での牽制が働くが、転籍・転職等によって職務を離れた後の漏えい事犯が懸念される。職業選択の自由との兼ね合いで、どうあるかは、一義的に決め手となるものはないが、各国との法制度を参照しつつ、工夫をこらしていくことを期待する。

(3) 国会報告文書の構成や内容に関する意見

- データ掲載方法の工夫という有識者からの意見への対応として、報告書において、データ掲載につきグラフ化するなどの工夫が講じられたことは評価できる。ただ、掲載されているデータについては、過年度分の掲載、内訳の掲載など、その収集・掲載方法についてはまだ検討の余地が残されているものがあるのではないかと。この点については今後も引き続き、改善方策について検討する必要があるのではないかと。例えば、3(5)イに記載の適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数などは、中長期にわたる傾向分析のため、収集した経年のデータを掲載しておく方がよいのではないかと。
(政府の対応)
例示のあった、適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数についての表を追加したほか、対象期間中の指定の件数についての表、対象期間中の適性評価の実施件数についての表を、過去5年分のデータを掲載したものに改めた。以上に伴い、資料編に掲げていた表を、これら以外の事項についてのもも含めて可能な限り本文中に移し、本文の記述と対照しやすくした。
- 「3(1)ウ(ケ) 防衛装備庁(1件)」において、「防衛装備庁では、対象期間中、令和5年度中に次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のために米国から提供された情報等(1-⑩)を1件、特定秘密として指定した。」とあるところ、「4(1)カ(ス) 防衛装備庁(22件)」の⑥では、同じ内容について「次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のために取り扱われる情報」と簡略化され過ぎていることから、共同開発を行うイギリスやイタリアから提供された情報ではなく、米国から提供された情報であることを国民に明白に示すために対象期間に関する記述を除いて「次期戦闘機の戦術データリンクに係る検討のために米国から提供された情報等」と記載すべきである。
(政府の対応)
上記3(1)ウ(ケ)の書きぶりを、4(1)カ(ス)においても用いることとした。
- 表7において、防衛省の検査結果は「特段の問題は認められなかった。」とありながら、その注2では、「定期検査とは別の機会に」として数々の問題が起こっていたことを指摘している。定期検査の仕方に問題がなかったか検討されたか。検討したとすれば、どのような問題があったか説明があつてよいのではないかと。
(政府の対応)
どのような機会に判明したかを明記するとともに、定期検査の方法の見直しを検討する旨追記した。
- 表7の注2では、防衛省において定期検査とは別の機会に明らかになった不適切な取扱い事案の概要が列挙されており、最後に「なお、いずれも調査の結果、特定秘密の漏えいは確認されなかった。」とだけ書かれているが、これでは国民に公表する内容としては不十分である。いずれの事案も適性評価で調査対象となる「情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項」に該当するものと考えられる。このため、少なくとも、「いずれの事案に対しても再発防止策を講じた。」と追記すべきである。

(政府の対応)

意見を踏まえた修正を行った。読み取りやすくするため箇条書きに改めた。

- 「3(2)ウ 指定の解除の状況」において、特定秘密の指定の解除後、廃棄されたもの以外の扱いはどうなったか（行政文書として保管されているなど）説明があった方がよいのではないか。

(政府の対応)

脚注を追加し、解除後の扱い（外国への返却等）を記載した。

- 「3(5)ア 適性評価の実施件数」の表8において、対象期間中最も多い数字は、1つの機関で、20,060件（行政機関の職員等、防衛省）、942件（適合事業者の従業者、防衛装備庁）となっている。このような件数の適性評価を1年で行っているという状況となっていることについて、個々の適性評価が当該機関において「適正に」実施されている体制となっているのか、評価の質は担保されているのか、適性評価の実施の詳細について、等の情報を収集し、検討して、報告書において記載しておく必要はないか。

(政府の対応)

脚注を追加し、国会からの指摘を受けて、適性評価の実施状況を関係行政機関において改めて確認した旨記載した。

- 「4(1)オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況」において、「指定を解除すべき条件」については、数（量）だけではなく質的な情報を収集し、脚注の原案の記載をもう少し分かりやすく整理してより網羅的に掲載しておく必要はないか。

(政府の対応)

箇条書きを用いるなどの見直しを行った。

- 「4(1)オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況」の脚注において、原案には「内閣官房（31件）及び防衛省（83件）では、暗号に関する情報114件について、当該暗号の運用等を終了し、かつ、他の運用中の暗号を推察されるおそれがなくなった場合を指定を解除すべき条件として設定している。」と説明していた。この説明では、廃棄する前に秘密指定を解除した状態があり、それを行政情報として保存するか廃棄するか国立公文書館に移管するかを検討する機会があるように読める。これは3(2)ウに記載の「装置の運用が停止され、かつ、暗号が全て廃棄された」と異なるように読めるが説明があつてよいのではないか。

(政府の対応)

3(2)ウに記載した要件も当該脚注に明記した。

- 「6(2)ア 情報監視審査会による調査への対応」において、「同年4月に高市国務大臣が締めくくり的な質疑に対応した」の示す内容が、文章からは判然としないのではないか。

(政府の対応)

締めくくり的な質疑の趣旨を明記した。

【資料編】

(参照条文)

○特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

（特定秘密の指定）

第3条 行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては当該行政機関をいい、前条第4号及び第5号の政令で定める機関（合議制の機関を除く。）にあってはその機関ごとに政令で定める者をいう。第11条第1号を除き、以下同じ。）は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を特定秘密として指定するものとする。ただし、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて政令で定める行政機関の長については、この限りでない。

2 行政機関の長は、前項の規定による指定（附則第5条を除き、以下単に「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 政令で定めるところにより、特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に特定秘密の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。
- 二 特定秘密である情報の性質上前号に掲げる措置によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該情報が前項の規定の適用を受ける旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3 （略）

（指定の有効期間及び解除）

第4条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して5年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第1項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、5年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、行政機関の長は、当該指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができない。

一 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。別表第1号において同じ。）

二 現に行われている外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

三 情報収集活動の手法又は能力

四 人的情報源に関する情報

五 暗号

六 外国の政府又は国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

七 前各号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5・6 （略）

7 行政機関の長は、指定をした情報が前条第1項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（特定秘密の保護措置）

第5条 行政機関の長は、指定をしたときは、第3条第2項に規定する措置のほか、第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2～6 （略）

（我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供）

第6条 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができる。ただし、当該特定秘密を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該特定秘密について指定をしているとき（当該特定秘密が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2・3 （略）

第7条 警察庁長官は、警察庁が保有する特定秘密について、その所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めるときは、当該都道府県警察に当該特定秘密を提供することができる。

2・3 （略）

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第10条 第4条第5項、第6条から前条まで及び第18条第4項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第4号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和22年法律第79号）第104条第1項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和22年法律第225号）第1条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第52条第2項（同法第54条の4第1項において準用する場合を含む。）又は第62条の規定により公開しないこととされたもの

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の27第1項（同条第3項及び同法第316条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがないと認められるもの

二 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第6項の規定により裁判所に提示する場合

三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四 会計検査院法（昭和22年法律第73号）第19条の4において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2・3 （略）

第11条 特定秘密の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が当該特定秘密を保有させ、若しくは提供する行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が直近に実施した次条第1項又は第15条第1項の適性評価（第13条第1項（第15条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知があつた日から5年を経過していないものに限る。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第1項第3号又は第15条第1項第3号に掲げる者として次条第3項又は第15条第2項において読み替えて準用する次条第3項の規定による告知があつた者を除く。）でなければ、行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第1項又は第15条第1項の適性評価を受けることを要しない。

一 行政機関の長

二 国務大臣（前号に掲げる者を除く。）

三 内閣官房副長官

四 内閣総理大臣補佐官

五 副大臣

六 大臣政務官

七 前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第1項又は第15条第1

項の適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

(行政機関の長による適性評価の実施)

第12条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる者について、その者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第5条第4項若しくは第8条第1項の契約（次号において単に「契約」という。）に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者（当該行政機関の長がその者について直近に実施して次条第1項の規定による通知をした日から5年を経過していない適性評価において、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認められるものを除く。）

二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき特定秘密を保有し、若しくは特定秘密の提供を受ける適合事業者の従業者として、特定秘密の取扱いの業務を現に行い、かつ、当該行政機関の長がその者について直近に実施した適性評価に係る次条第1項の規定による通知があつた日から5年を経過した日以後特定秘密の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれる者

三 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者であつて、引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であつて、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第3号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第4号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四 薬物の濫用及び影響に関する事項

五 精神疾患に関する事項

六 飲酒についての節度に関する事項

七 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

3 適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。

一 前項各号に掲げる事項について調査を行う旨

二 前項の調査を行うため必要な範囲内において、次項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三 評価対象者が第1項第3号に掲げる者であるときは、その旨

4 行政機関の長は、第2項の調査を行うため必要な範囲内において、当該行政機関の職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(適性評価の結果等の通知)

第13条 行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果を評価対象者に対し通知するものとする。

2 行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第3項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。第16条第2項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

4 行政機関の長は、第1項の規定により評価対象者に対し特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第14条 評価対象者は、前条第1項の規定により通知された適性評価の結果その他当該評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 評価対象者は、第1項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

(特定秘密の指定等の運用基準等)

第18条 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、毎年、第1項の基準に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、第1項の基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施が当該基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施について改善すべき旨の指示をすることができる。（国会への報告等）

第19条 政府は、毎年、前条第3項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

（施行後5年を経過した日の翌日以後の行政機関）

第3条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年を経過した日の翌日以後における第2条の規定の適用については、同条中「掲げる機関」とあるのは、「掲げる機関（この法律の施行の日以後同日から起算して5年を経過する日までの間、次条第1項の規定により指定された特定秘密（附則第5条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる場合における防衛秘密を含む。以下この条において単に「特定秘密」という。）を保有したことがない機関として政令で定めるもの（その請求に基づき、内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者の意見を聴いて、同日後特定秘密を保有する必要が新たに生じた機関として政令で定めるものを除く。）を除く。」とする。

（自衛隊法の一部改正に伴う経過措置）

第5条 次条後段に規定する場合を除き、施行日の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法（以下この条及び次条において「旧自衛隊法」という。）第96条の2第1項の規定により防衛大臣が防衛秘密として指定していた事項は、施行日において第3条第1項の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報と、施行日前に防衛大臣が当該防衛秘密として指定していた事項について旧自衛隊法第96条の2第2項第1号の規定により付した標記又は同項第2号の規定によりした通知は、施行日において防衛大臣が当該特定秘密について第3条第2項第1号の規定によりした表示又は同項第2号の規定によりした通知とみなす。この場合において、第4条第1項中「指定をするときは、当該指定の日」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく、同日」とする。

別表（第3条、第5条—第9条関係）

一 防衛に関する事項

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号

- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の仕様、性能又は使用方法
 - リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法
 - ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
- 二 外交に関する事項
- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体
の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
 - ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその
方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
 - ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和
と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報
（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
 - ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号
- 三 特定有害活動の防止に関する事項
- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動
の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外
国の政府若しくは国際機関からの情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号
- 四 テロリズムの防止に関する事項
- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防
止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
 - ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国
の政府若しくは国際機関からの情報
 - ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
 - ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

○特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号）（抄）

（行政機関から除かれる機関）

第1条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第3条の規定により読み替えて適用する法第2条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強^{じん}靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、船舶活用医療推進本部、人事院、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整

委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、スポーツ庁、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。

(法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長)

第2条 法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関の長は、内閣法制局、消費者庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。

(指定に関する記録の作成)

第3条 法第3条第2項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第18条第1項の基準(以下「運用基準」という。)で定めるところにより、法第3条第1項の規定による指定(以下単に「指定」という。)及びその解除を適切に管理するための帳簿(磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。))をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。)に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る特定秘密の概要
- 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第1号イからヌまで、第2号イからホまで、第3号イからニまで又は第4号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第3条第2項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項

(特定秘密の表示の方法)

第4条 法第3条第2項第1号の規定による特定秘密の表示(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。))にあっては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。)は、次の各号に掲げる特定秘密文書等(特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第1様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

二・三 (略)

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第11条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、運用基準で定めるところにより、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

- 一 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名

二～四 (略)

- 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限

六～八 (略)

- 九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査

- 十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏え

いを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄

十一・十二 (略)

2・3 (略)

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第12条 法第5条第3項の政令で定める事項は、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下この項及び第19条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に関する前条第1項各号に掲げる措置の実施に関する事項とする。

一～四 (略)

2 (略)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

第17条 法第10条第1項第1号の政令で定める措置は、同条（同号（イに係る部分を除く。）に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

一 (略)

二 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。

三～十 (略)

別記第1様式（第4条関係）



備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

○公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）（抄）

（整理）

第5条

1～4 (略)

5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

○自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

※特定秘密の保護に関する法律附則第4条の規定による改正前の自衛隊法

（防衛秘密）

第96条の2 防衛大臣は、自衛隊についての別表第4に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。）を防衛秘密として指定するものとする。

2～4 (略)

別表第4（第96条の2関係）

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。第8号及び第9号において同じ。）の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（第6号に掲げるものを除く。）

○特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）（抄）

Ⅱ 特定秘密の指定等

1 指定の要件

(1) 別表該当性

別表該当性の判断は、以下のとおり特定秘密保護法別表に掲げる事項の範囲内でそれぞれの事項の内容を具体的に示した事項の細目に該当するか否かにより行うものとする。なお、事項の細目に該当する情報の全てを特定秘密として指定するものではなく、当該情報のうち、後述の非公知性及び特段の秘匿の必要性の要件を満たすもののみを特定秘密として指定する。

【別表第1号（防衛に関する事項）】

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
 - a 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 自衛隊の訓練又は演習
 - (b) 自衛隊の情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものを除く。）
 - (c) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動
 - b 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であって外国の軍隊との運用協力に関するもの（当該外国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当

該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

c a 又は b を分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力 (イ a (b) に掲げるものを除く。)

ニ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

a 防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針

b 防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究

c 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であって外国の政府等との防衛協力に関するもの

ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物 (船舶を含む。チ及びリにおいて同じ。) の種類又は数量

武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの

ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法

自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法 (外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

ト 防衛の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号 (外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)

チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の仕様、性能又は使用方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの
の仕様、性能又は使用方法 (b に掲げるものを除く。)

b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの (当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)

c b を分析して得られた情報

リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法

a 自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法 (b に掲げるものを除く。)

- b 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの
の製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- c bを分析して得られた情報
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）
防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
- 【別表第2号（外交に関する事項）】
- イ 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
 - a 外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 国民の生命及び身体の保護
 - (b) 領域の保全
 - (c) 海洋、上空等における権益の確保
 - (d) 国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくはニ、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）
 - a 我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請
 - (b) 貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限
 - (c) 資産の移転の禁止又は制限
 - (d) 航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限
 - (e) (b)の貨物を積載した船舶の検査
 - (f) 外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）
 - b 領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）
 - a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が

講じられるものに限る。)

c a 又は b を分析して得られた情報

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ハ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)

【別表第 3 号（特定有害活動の防止に関する事項）】

イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究

a 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（b に掲げるものを除く。）

(a) 特定秘密保護法第 12 条第 2 項第 1 号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止

(b) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術

(c) 重要施設、要人等に対する警戒警備

(d) サイバー攻撃の防止

b 特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの

ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報

a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（b に掲げるものを除く。）

b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）

c a 又は b を分析して得られた情報

ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力

ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力

ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。)

【別表第 4 号（テロリズムの防止に関する事項）】

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- a テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）
 - (a) 緊急事態への対処に係る部隊の戦術
 - (b) 重要施設、要人等に対する警戒警備
 - (c) サイバー攻撃の防止
 - b テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- a 電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）
 - b 外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）
 - c a又はbを分析して得られた情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ロ a から c までに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号
- 我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）
- (2)～(4) (略)

2 実施体制

行政機関の長は、施行令第11条第1項第1号の特定秘密の保護に関する業務を管理する者として、行政機関の長以外の当該行政機関の職員のうちから、我が国の安全保障に関する事務のうち特定秘密保護法別表に掲げる事項に係るものを所掌する国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第7条の官房、局、部若しくは委員会の事務局若しくは事務総局長、同法第8条の2の施設等機関の長、同法第8条の3の特別の機関の長、同法第9条の地方支分部局長又はこれらに準ずる者を特定秘密管理者に指名し、特定秘密の保護に関する業務を管理するために必要な以下に掲げる措置を講じさせるものとする。

(1)～(12) (略)

3 指定手続

(1) (略)

(2) 行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように具体的に記述するとともに、当該情報の指定の理由（以下

「指定の理由」という。)を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述(以下「対象情報の記述」という。)は、これを特定秘密として取り扱うことを要しないように記さなければならない。また、指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。

- (3) 対象情報の記述は、必要に応じ、「(〇〇を含む。）」、「(〇〇を除く。）」と記すこと等により、当該指定に係る情報の範囲が明確になるようにするものとする。また、毎年度作成する計画や継続的に収集する情報など、行政機関が当該指定に係る情報を異なる時期に複数回保有することが想定される場合には、指定の有効期間を定める趣旨に鑑み、対象情報の記述及び施行令第3条第3号の特定秘密の概要は、例えば「平成〇〇年度〇〇計画」、「情報収集衛星により平成〇〇年中に入手した衛星画像情報」、「平成〇〇年中の〇〇国との間の〇〇に関する交渉の内容」と期間を区切るなどして、適切に管理できるよう記すものとする。
- (4) 特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。
- (5)・(6) (略)

4 指定の有効期間の設定

- (1) 行政機関の長は、特定秘密保護法第4条第1項に基づく指定の有効期間として、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする。例えば、
- ・ 定期的に策定される計画の策定に必要な資料にあつては、当該計画の次の計画が策定されるまでの間(毎年策定する計画の場合には2年等)
 - ・ 情報通信技術の動向に密接に関係する情報にあつては、一般に当該技術の進展に応じた年数(3年等)
 - ・ 外国の政府等の政策に密接に関係する要人の動向に関する情報にあつては、当該国の指導者の任期(4年等)
- と定めることが考えられるが、行政機関の長は、指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めるなどにより、統一的な運用を図るものとする。
- (2) (略)

Ⅲ 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

2 指定の解除

- (1) 指定の理由の点検等

ア 行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する当該行政機関の職員に、当該指定の理由を年1回以上定期的に点検させるとともに、必要があると認めるときは、臨時に点検させ、各点検により、指定の要件を満たしていないと認めるときには、速やかに指定を解除するものとする。点検に当たっては、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認させるなどし、指定の要件の充足性を判断するものとする。点検を実施した際は、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるものとする。

イ 行政機関の長は、特定秘密に当たる情報が出現する前に、あらかじめ特定秘密に指定したにもかかわらず、指定した特定秘密に当たる情報が現存せず、これが出現する可能性がないことが確定した場合には、有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとする。

(2) 指定の一部解除

行政機関の長は、指定した特定秘密の一部について、指定の要件を欠くに至ったときは、元の指定を維持したまま、その一部を解除するものとする。

(3) 一定の条件が生じた場合の解除等

行政機関の長は、特定秘密を指定する際に、その指定の理由において、指定を解除する条件を明らかにしていなくても、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性その他の指定を解除すべきと認める一定の条件が生じた場合は、当該指定を解除するものとする。

また、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工し、これを公表することが公益上必要と認めるときは、これを速やかに行うものとする。

(4)～(6) (略)

IV 適性評価の実施

4 適性評価の実施についての告知と同意

(1)～(3) (略)

(4) 同意の取下げ

ア 特定秘密保護法第12条第3項の同意は、同意書を提出した後から適性評価の結果が通知されるまでの間、別添4の「適性評価の実施についての同意の取下書」（当該同意の取下書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「同意の取下書」という。）の提出により取り下げることができるものとする。

イ アにより同意の取下書の提出があったときは、適性評価実施担当者は、その旨を適性評価実施責任者を経て行政機関の長に報告する。

ウ 適性評価実施責任者は、イの報告を受けたときは、当該評価対象者が掲載された名簿を提出した特定秘密管理者に対し、当該評価対象者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を通知する。

エ 特定秘密管理者は、適合事業者の従業者についてウの通知を受けたときは、当該適合事業者に対し、当該従業者の同意が取り下げられたことにより適性評価の手続を中止した旨を別添9-2の「適性評価結果等通知書（適合事業者用）」により通知するとともに、当該通知に係る従業者が派遣労働者であるときは、当該通知の内容を当該従業者を雇用する事業主に通知するよう当該適合事業者に求めるものとする。

V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力

(1) 内閣官房は、特定秘密保護法の適正な運用の確保についての自らの責任を十分に認識し、特定秘密の指定、その有効期間の設定及び延長並びに指定の解除（以下単に「特定秘密の指定及びその解除」という。）並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務を行う。

(2) 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に内閣保全監視委員会を設置する。内閣保全監視委員会の庶務は、内閣官房内閣情報調査室において処理し、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする。

(3)・(4) (略)

3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正

(1) 内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正

ア 内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指名する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。ここでいう「特定行政文書ファイル等の管理」の検証・監察には、特定行政文書ファイル等にすべきものの存否、すなわち、特定秘密である情報を記録する保存期間1年未満の行政文書（以下「保存期間1年未満の特定秘密文書」という。）の中に保存期間を1年以上と設定すべきものがないかの検証・監察が含まれる。

なお、保存期間1年未満の特定秘密文書の管理については、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）を踏まえて各行政機関の長が定める行政文書管理規則による。

イ （略）

ウ 内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をし、又は当該特定行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該指定の解除、当該特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求めるものとする。内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。

(2) （略）

4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

(1) 通報の処理の枠組み

内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は特定秘密保護法第4条第5項、第9条、第10条若しくは第18条第4項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者（以下「取扱業務者等」という。）が、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合に行う通報を受け付け、処理するため、窓口（以下「通報窓口」という。）を設置し、公表するものとする。

(2) 通報の処理

ア 行政機関に対する通報

(ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、当該特定秘密の指定及びその解除又は当該特定行政文書ファイル等の管理に係る行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。

(イ) 行政機関の長は、通報を受理した場合、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、適正な調査の遂行に支障がある場合はこの限りではない。

(ウ)～(カ) （略）

イ 内閣府独立公文書管理監に対する通報

- (ア) 取扱業務者等は、特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料するときは、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができる。この場合において、取扱業務者等は、特定秘密指定管理簿に記載又は記録された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らしてはならない。
- (イ) (ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
 - a ア(ア)に定める通報をすれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足る相当の理由がある場合
 - b ア(ア)に定める通報をすれば当該通報に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足る相当の理由がある場合
 - c 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足る相当の理由がある場合
- (ウ)～(ケ) (略)
- (3) (略)

5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告

- (1) 内閣総理大臣への報告等
 - ア 行政機関の長は、毎年1回、(ア)から(シ)までに掲げる事項を内閣保全監視委員会に、(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項を内閣府独立公文書管理監に報告するものとする。
 - (ア) 当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数（Ⅱ1(1)に規定する事項の細目ごと。(イ)及び(ウ)において同じ。)
 - (イ) 過去1年に指定の有効期間の延長をした件数
 - (ウ) 過去1年に指定を解除した件数
 - (エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数
 - (オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数
 - (カ) 過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数
 - (キ) 過去1年に処理した4(2)ア(ア)の通報の件数
 - (ク) 過去1年に適性評価を実施した件数（警察庁長官にあつては、警察本部長が実施した適性評価の件数を含む。(ケ)及び(コ)において同じ。)
 - (ケ) 過去1年に適性評価の評価対象者が特定秘密保護法第12条第3項の同意をしなかった件数
 - (コ) 過去1年に申出のあった特定秘密保護法第14条の苦情の件数
 - (サ) 過去1年に行った適性評価に関する改善事例
 - (シ) その他参考となる事項
 - イ 内閣保全監視委員会は、アの報告に加え、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求めることができる。
 - ウ 内閣府独立公文書管理監は、内閣保全監視委員会に対し、ア(ア)から(キ)まで及び(シ)に掲げる事項に関し、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理についての意見を述べるることができる。
 - エ 内閣保全監視委員会は、アからウまでに定める報告、説明及び意見を取りまとめ、国民に

分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

オ 内閣府独立公文書管理監は、毎年1回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

(2) 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者への報告

内閣総理大臣は、毎年1回、(1)エの状況を特定秘密保護法第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

(3) 国会への報告及び公表

ア 内閣総理大臣は、毎年1回、(2)の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を国会に報告するとともに、公表するものとする。

イ なお、両院に設置される情報監視審査会(以下「審査会」という。)に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものをアに添付するものとする。

VI 本運用基準の見直し

政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ、5年を目途に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。また、見直しの結果については、これを公表するものとする。

○国会法（昭和22年法律第79号）（抄）

第102条の13 行政における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除並びに適性評価（特定秘密保護法第12条第1項に規定する適性評価をいう。）の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第104条第1項（第54条の4第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長（特定秘密保護法第3条第1項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第102条の16 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告をすることができる。

2 情報監視審査会は、行政機関の長に対し、前項の勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第104条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

2～4 （略）

○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）（抄）

（事務）

第12条 会議の事務は、国家安全保障局において処理する。

(資料1)

情報保全諮問会議の開催について

〔平成26年1月14日〕
〔内閣総理大臣決裁〕

1 趣旨

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）の適正な運用のため、情報保全諮問会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成等

(1) 会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。

ア 特定秘密保護法第3条第1項、第18条第2項及び第3項並びに附則第3条の規定に基づく意見。

イ アに掲げるもののほか、特定秘密保護法の適正な運用を図るために必要な意見。

(2) 会議は、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する。

(3) 内閣総理大臣は、会議の構成員の中から、会議の座長及び主査を依頼する。

(4) 座長は、会議の事務を掌理する。

(5) 主査は、議事運営を含め専門的検討作業を取りまとめる。

(6) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(7) 会議の構成員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(8) 会議の議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については、会議終了後公表する。また、会議の配付資料についても、原則として、公表する。

3 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(資料2)

情報保全諮問会議 構成員

(五十音順、敬称略)

老川 祥一 (座長) 読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆代理
国際担当 (The Japan News 主筆)
読売新聞東京本社取締役論説委員長

神橋 一彦 立教大学法学部教授

清水 勉 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員

住田 裕子 弁護士

鳥海 智絵 野村證券株式会社代表取締役副社長

永野 秀雄 (主査) 法政大学人間環境学部教授

野口 貴公美 一橋大学副学長
一橋大学大学院法学研究科教授

※ 令和6年3月18日現在

(資料3) 特定秘密の「事項の細目」別の指定の状況 (令和5年末時点)

別表/事項の細目			番号	
第1号 【防衛に関する事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	(a)【自衛隊の訓練又は演習】	1-①	
		a【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】	1-②	
		(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動（(c)に掲げるものを除く。）】	1-③	
		(c)【自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】	1-④	
	ロ【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】	b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であって外国の軍隊との運用協力に関するもの（当該外国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑤	
		a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】	1-⑥	
		b【外国の政府又は国際機関（以下「外国の政府等」という。）から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	1-⑦	
		c【a又はbを分析して得られた情報】	1-⑧	
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力（イa(b)に掲げるものを除く。）】			1-⑨
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】		1-⑩
		b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】		1-⑪
		c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であって外国の政府等との防衛協力に関するもの】		1-⑫
	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。子及びりにおいて同じ。）の種類又は数量：武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】			1-⑬
	ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法：自衛隊の部隊の間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】			1-⑭
	ト【防衛の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】			1-⑮
	チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法（bに掲げるものを除く。）】		1-⑯
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】		1-⑰
		c【bを分析して得られた情報】		1-⑱
	リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法（bに掲げるものを除く。）】		1-⑲
		b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】		1-⑳
c【bを分析して得られた情報】			1-㉑	
ヌ【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（へに掲げるものを除く。）：防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】			1-㉒	

※()内の数値は、令和5年中に指定した特定秘密の件数で、内数
 ※△が付された数値は、令和5年中に指定の有効期間が満了した特定秘密の件数
 ※◇内の数値は、令和5年中に指定の有効期間を延長した特定秘密の件数で、内数
 ※▲が付された数値は、令和5年中に指定を解除した特定秘密の件数

番号	国家安全 保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在 留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛装備庁	合計
1-①														0
1-②												7		7
1-③												51 (8)		51 (8)
1-④												23		23
1-⑤												(7) 84 <7> ▲1		(7) 84 <7> ▲1
1-⑥												(9) 60 <6>	1	(9) 61 <6>
1-⑦												(1) 10 <1>		(1) 10 <1>
1-⑧												(1) 14 <1>		(1) 14 <1>
1-⑨												(2) 22 <2>	2	(2) 24 <2>
1-⑩												(1) 10 (1)		(1) 10 (1)
1-⑪												3		3
1-⑫														0
1-⑬												1		1
1-⑭												(2) 84 <5> ▲1	1	(2) 85 <5> ▲1
1-⑮												(1) 56 (1)	12	(1) 68 (1)
1-⑯												3	(1) 6 (1)	(1) 9 (1)
1-⑰														0
1-⑱														0
1-⑲														0
1-⑳														0
1-㉑												1		1

別表ノ事項の細目			番号	
第2号 【外交に関する事項】	イ【外国の政府等との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの】	(a)【国民の生命及び身体の保護】	2-①	
		(b)【領域の保全】	2-②	
		(c)【海洋、上空等における権益の確保】	2-③	
		(d)【国際社会の平和と安全の確保（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。）】	2-④	
		b【外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	2-⑤	
	ロ【安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針（第1号イ若しくは二、第3号イ又は第4号イに掲げるものを除く。）】	a【我が国が実施する以下の措置の方針（bに掲げるものを除く。）】	(a)【外国人の本邦への入国の禁止若しくは制限又は邦人の外国への渡航の自粛の要請】	2-⑥
			(b)【貨物の輸出若しくは輸入の禁止又は制限】	2-⑦
			(c)【資産の移転の禁止又は制限】	2-⑧
			(d)【航空機の乗り入れ若しくは船舶の入港の禁止又は制限】	2-⑨
			(e)【(b)の貨物を積載した船舶の検査】	2-⑩
			(f)【外国の政府等に対して我が国が講ずる外交上の措置（我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(e)までに掲げるものを除く。）】	2-⑪
		b【領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針】	2-⑫	
	ハ【安全保障に関し収集した国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報（第1号ロ、第3号ロ又は第4号ロに掲げるものを除く。）】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】	2-⑬	
		b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	2-⑭	
		c【a又はbを分析して得られた情報】	2-⑮	
ニ【ハに掲げる情報の収集整理又はその能力：ハaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】		2-⑯		
ホ【外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものについては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】		2-⑰		

番号	国家安全 保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在 留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛技術庁	合計
2-①	(1) 10 <1>	3							4					(1) 17 <1>
2-②		1							2					3
2-③														0
2-④		4												4
2-⑤		(1) 10 <1>			(1) 10 <1> ▲2			1	5		2			(2) 28 <2> ▲2
2-⑥														0
2-⑦														0
2-⑧														0
2-⑨														0
2-⑩														0
2-⑪														0
2-⑫		2				1	1							4
2-⑬									1					1
2-⑭		(1) 10 <1>	1						(1) 15 <1>		(1) 11 <2>			(3) 37 <4>
2-⑮														0
2-⑯		(4) 54 <5>						5	11	4	11			(4) 85 <5>
2-⑰		(2) 31 <1>							4					(2) 35 <1>

別表／事項の細目			番号	
第3号 【特定有害活動の防止に関する事項】	イ【特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】	(a)【特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する核兵器、化学製剤、細菌製剤その他の物を輸出し、又は輸入するための活動の防止】	3-①
			(b)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	3-②
			(c)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	3-③
			(d)【サイバー攻撃の防止】	3-④
			b【特定有害活動の防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	3-⑤
	ロ【特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】		3-⑥
			b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	3-⑦
			c【a又はbを分析して得られた情報】	3-⑧
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			3-⑨
	ニ【特定有害活動の防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】			3-⑩
第4号 【テロリズムの防止に関する事項】	イ【テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究】	a【テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの（bに掲げるものを除く。）】	(a)【緊急事態への対処に係る部隊の戦術】	4-①
			(b)【重要施設、要人等に対する警戒警備】	4-②
			(c)【サイバー攻撃の防止】	4-③
			b【テロリズムの防止のために外国の政府等と協力して実施する措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの】	4-④
	ロ【テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報（bに掲げるものを除く。）】		4-⑤
			b【外国の政府等から提供された情報（当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。）】	4-⑥
			c【a又はbを分析して得られた情報】	4-⑦
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力：ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力】			4-⑧
	ニ【テロリズムの防止の用に供する暗号：我が国の政府が用いるために作成された暗号（外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。また、民生用のものを除く。）】			4-⑨

番号	国家安全 保障会議	内閣官房	内閣府	警察庁	総務省	法務省	出入国在 留管理庁	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	防衛後援庁	合計
3-①														0
3-②														0
3-③														0
3-④														0
3-⑤														0
3-⑥				6 (1)				4						10 (1)
3-⑦				10 (1) <1>				10 (1) <1>						20 (2) <2>
3-⑧														0
3-⑨				16 (1)				4						20 (1)
3-⑩				1										1
4-①				4 (1)										4 (1)
4-②														0
4-③														0
4-④														0
4-⑤				18 (2) <1>										18 (2) <1>
4-⑥								10 (1) <1>	1					11 (1) <1>
4-⑦														0
4-⑧		1							1					2
4-⑨														0
計	10 (1) <1>	116 (8) <8>	1	55 (6) <2>	10 (1) <1> ▲2	1	1	34 (2) <2>	44 (1) <1>	4	24 (1) <2>	429 (32) <22> ▲2	22 (1)	751 (53) <39> ▲4

(資料4)

内閣保全監視委員会の構成等について

〔平成26年12月8日〕
〔内閣官房長官決定〕

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）V1(2)の規定に基づき、内閣保全監視委員会の構成その他必要な事項を次のとおり定める。

- 1 内閣保全監視委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

委員長	内閣官房長官
副委員長	内閣官房副長官（政務） 内閣官房副長官（事務） 国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官
委員	国家安全保障局長 内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当） 内閣情報官 警察庁長官 公安調査庁長官 外務事務次官 経済産業事務次官 海上保安庁長官 防衛事務次官

- 2 1にかかわらず、内閣官房内閣情報調査室の事務のうち、特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣が置かれたときは、委員長は当該国務大臣とする。
- 3 前各項に定めるもののほか、内閣保全監視委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この決定は、平成26年12月10日から施行する。

(資料5) 特定秘密とみなされた旧防衛秘密の「事項の細目」別の内訳

別表	事項の細目		件数
第1号 【防衛に関する事項】	イ【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究】	(a)【自衛隊の訓練又は演習】	1
		a【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの(bに掲げるものを除く。)】	7
		(b)【自衛隊の情報収集・警戒監視活動(c)に掲げるものを除く。)】	
		(c)【自衛隊法(昭和29年法律第165号)に規定する防衛出動、治安出動、自衛隊の施設等の警護出動その他の我が国の安全を確保するための自衛隊の行動】	25
		b【自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの(同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	22
	ロ【防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報】	a【電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報(bに掲げるものを除く。)】	16
		b【外国の政府又は国際機関(以下「外国の政府等」という。)から提供された情報(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	11
		c【a又はbを分析して得られた情報】	1
	ハ【ロに掲げる情報の収集整理又はその能力:ロaからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力(イa(b)に掲げるものを除く。)】		5
	ニ【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究】	a【防衛力の整備のために行う国内外の諸情勢に関する見積り又はこれに対する我が国の防衛若しくは防衛力の整備に関する方針】	3
		b【防衛力の整備のために行う防衛力の能力の見積り又はこれに基づく研究】	10
		c【防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの】	2
	ホ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。)及びこれらにおいて同じ。)の種類又は数量:武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量のうち当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの】		0
	ヘ【防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法:自衛隊の部隊間での通信に使用する通信網の構成又は通信の方法(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】		1
ト【防衛の用に供する暗号:我が国の政府が用いるために作成された暗号(外国の政府等から提供されたものにあつては当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。 また、民生用のものを除く。)】		85	
チ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの(仕様、性能又は使用方法)】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの(仕様、性能又は使用方法(bに掲げるものを除く。)】	54	
	b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの(仕様、性能又は使用方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	3	
リ【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの(製作、検査、修理又は試験の方法)】	a【自衛隊の潜水艦、航空機、センサー、電子戦機器、誘導武器、情報収集機器又はこれらの物の研究開発段階のもの(製作、検査、修理又は試験の方法(bに掲げるものを除く。)】	0	
	b【武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの(製作、検査、修理又は試験の方法のうち外国の政府等から提供されたもの(当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】	0	
又【防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(ヘに掲げるものを除く。):防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報、施設の能力に関する情報又は内部の用途(外国の政府等から提供されたものにあつては、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)】		0	

(注)第2号から第4号までについては、該当がなかった。

246